## 主要記事の要旨

### わが国における法教育の現状と当面する課題

江 澤 和 雄

- ① わが国における法に関する教育・学習の充実の取組みが、法教育として位置付けられ、新たな段階を迎えている。その契機となったのが、平成16年に公表された法務省法教育研究会の「報告書」であり、法教育の考え方と具体化のための方策を提示した同研究会の活動は、平成17年からは法教育推進協議会に引き継がれ、学校教育を中心とした法教育の普及と法教育実践のための取組みが進められている。
- ② 一方、文部科学省は、平成20年、21年に学習指導要領の改訂を行い、法に関する学習の充実を明確にするとともに、法務省が行う取組みへの協力や教員免許状更新講習等を通じた法教育の普及に努めている。しかし、現状では、学校現場における法教育の浸透は未だ低く、広く普及するまでには至っていない。その背景には、学校現場における法教育の必要性の認識の低さ、法教育の難しさ、法教育を担える教員の少なさ等があるといわれている。
- ③ 学校教育の中で行われる法教育は、1990年代から、弁護士や司法書士等の法律専門家による一般市民や児童生徒を対象とした法律教室等の取組みという形で担われるとともに、社会科教育を中心にアメリカの法教育の紹介を通じても取り組まれてきた。司法制度改革論議以降の今日の法教育は、これらの取組みとも連携しながら、小・中・高等学校等における新たな法に関する教育・学習の機会を作り出している。
- ④ 法教育が目指すものとして、法的な見方・考え方の習得、法的リテラシーの涵養、市民性の育成等が重視されているが、法教育の目標、内容、方法等をめぐっては、憲法の価値・原理の扱い方、法や法制度についての考え方、法形成過程への関わり方等、様々な議論が交わされている。
- ⑤ アメリカでは、早くから法曹協会を始めとする法律関係団体等が法教育に取り組み、連邦も法教育に取り組む非営利団体への補助金を通じて教材の開発等を進めてきた。法教育教材は、他国へも紹介され、ティーンコートを始めとする関連する取組みも背景に、法教育実践が展開されてきたが、現状では、弁護士等の協力が十分でないことや、学校教育における法教育の優先度の低さ、教員の育成等に関わる課題も指摘されている。
- ⑥ わが国の今後の法教育の展開に向けた課題としては、法教育実践を担う教員の養成・研修の促進、教員と法律専門家との効果的な連携の探求、そして法教育教材の開発を始めとする法教育の内容・方法に関する議論の積み重ねが挙げられる。

# わが国における法教育の現状と当面する課題

国立国会図書館 調査及び立法考査局 専門調査員 議会官庁資料調査室主任 江澤 和雄

### 目 次

### はじめに

- I 法教育の現状
- 1 法教育の経緯
- 2 法教育の実践
- Ⅱ 法教育のあり方をめぐる議論
  - 1 法教育の現状への評価と批判
  - 2 法教育の目的・内容・方法等に関する議論
- Ⅲ アメリカの法教育
  - 1 法曹協会等による法教育の取組み
  - 2 学校教育としての法教育
  - 3 法教育教材と法教育実践の特色
  - 4 法教育の取組みの課題
- IV わが国の法教育の課題と展望
  - 1 法教育を担う教員の養成・研修の課題
  - 2 教員と法律専門家の連携の方向性
  - 3 法教育の内容・方法の展開

### おわりに

国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス 2014.1 35

#### はじめに

司法制度改革の論議以降、わが国でも、「法 教育」<sup>(1)</sup>の語が頻繁に聞かれるようになった。 その契機となったのが、平成15年7月に法務 省に設置された法教育研究会(2)により、平成 16年11月に公表された報告書『我が国におけ る法教育の普及・発展を目指して―新たな時代 の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむため に一』<sup>(3)</sup>(以下、『法教育研究会報告書』という。) である。この中で、法教育を「法律専門家では ない一般の人々が、法や司法制度、これらの基 礎になっている価値を理解し、法的なものの考 え方を身に付けるための教育」と定義し、それ は、「国民一人ひとりが、自由で公正な社会の 担い手となるために欠くことのできない資質の 育成を目指すものにほかならない」とした。同 報告書を受けて、平成17年5月には、法教育 研究会の後身となる「法教育推進協議会」(4)が 法務省に設置され、以後、法教育推進のための 具体的な施策の検討と取組みが進められてい る<sup>(5)</sup>。平成21年5月には、国民が裁判員として刑事裁判に参加する裁判員制度がスタートしている。

また、文部科学省は、新しい学習指導要領<sup>(6)</sup> (以下、「新学習指導要領」という。)において、 学校教育における法教育として、法やきまり、 国民の司法参加を始めとする法に関する学習の 充実が必要であることを明示した<sup>(7)</sup>。

ところで、このような現在取り組まれている 法教育は、従来から社会科等で行われてきた法 学習と何が異なり、どのような目的と方向性を 目指しているのか。わが国の法教育の取組みは 始まったばかりで、その内容や方法についての 議論を通じて共通認識を形作りながら、あるべ き姿を探っているのが現状であるが、同時に、 これまでの法教育実践やそれを支える考え方か ら、問題点や課題も見えてきた。

本稿では、法教育の普及が必要とされる今日の社会的状況を踏まえながら、わが国の学校教育<sup>(8)</sup>を念頭に、法教育に関わるこれまでの主な研究者の見解等を基に論点を確認し、わが国が参考としてきたアメリカ合衆国(以下、「アメリ

- (1) 法に関する教育については、「法教育」、「法関連教育」、「法学教育」等の語が使われるが、本稿では、近年における「法教育」の語の一定の広がりを踏まえ、括弧なしでこの語を用いることとする。なお、「法教育」という場合には、大学の法学部や法科大学院における法律専門家等を養成するための「法学教育」とは区別し、学校教育に関わる場合には、小・中・高等学校における教育・学習を念頭に置くものとする。
- (2) 「法教育研究会」法務省 HP <a href="http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou\_houkyo\_index.html">http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou\_houkyo\_index.html</a>
- (3) 法教育研究会『我が国における法教育の普及・発展を目指して一新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために一』(平成 16 年 11 月 4 日) <a href="http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf</a>
- (4) 「法教育推進協議会」法務省 HP <a href="http://www.moj.go.jp/shingil/kanbou\_houkyo\_kyougikai\_index.html"> : 法教育推進協議会の最近の活動については、以下を参照。丸山嘉代「法教育推進協議会の取り組み」『月報司法書士』No.484, 2012.6, pp.10-14: 岡田志乃布「法務省における法教育の推進―法教育推進協議会の活動を中心とした法教育全体を巡る回顧と展望」『法律のひろば』65(10), 2012.10, pp.11-16.
- (5) 法務省の法教育への取組みの経緯に関しては、以下を参照。大谷太「法教育の展望」大村敦志・土井真―編著『法教育のめざすもの―その実践に向けて―』 商事法務, 2009, pp.29-42.
- (6) 小・中学校は平成20年改訂。高等学校及び特別支援学校は平成21年改訂。全面実施は、小学校で平成23年4月から、中学校で平成24年4月から、高等学校で平成25年度入学生から、特別支援学校は小・中・高等学校に準じる。
- (7) 小・中学校の新学習指導要領における法教育については、以下で要点が整理されている。橋本康弘「『法教育』 実践のための覚書―小・中学校新学習指導要領を読み解く」『自由と正義』59(10), 2008.10, pp.31-38; 高等学校の新 学習指導要領の「現代社会」における法教育の扱いについては、以下を参照。土井真一「高等学校『現代社会』 における法教育―『幸福』『正義』『公正』を考える」『自由と正義』62(3), 2011.3, pp.41-46.
- (8) 本稿では、学校教育を主に小・中・高等学校を対象として考える。なお、大学における法教育の必要性を論じたものに以下がある。國見真理子「高等教育における『法教育』に関する一考察―福祉系大学での実践を通じて―」『田園調布学園大学紀要』No.6, 2011, pp.81-93.

カ」という。)における法教育の取組みも参照し ながら、法教育の今後の展開に向けた課題を探 ることとしたい。

### I 法教育の現状

法教育は、「小手先の技術や知識の習得では なく, 法的思考, 法的価値, 法意識, 法への態 度・姿勢など、法や法制度の基礎にある諸側面 についての学習である |<sup>(9)</sup>とされる一方、法教 育にできることは、「学習者に対し法の体系的 理解と基礎的知識を与えつつ(基礎的知識の習 得), それを操作する先人の優れた思考の跡を たどることから始めて、やがては、身に付けた スキルを用いて自ら民主的議論を戦わせ、より 妥当な結論へと近づけていくという、互いに公 平と正義を語る『姿勢』」を身に付けさせるこ とに尽きるともいわれる(10)。また、小・中学 生にとっては、「物事に対する判断力、意見を 表現するボキャブラリー、他人の話を聴いて理 解し的確に応じることのできる能力」の育成に 貢献するのが法教育である(11)ともいわれる。 しかし、従来の学校教育では、「法的知識の習 得に力点が置かれる一方で、それらを活用して 問題解決を図るための判断力や、法の意義を理 解するための思考力を養うための学習が十分に 行われてこなかった」<sup>(12)</sup>ともいわれ、また、小学校の社会科における「法に関する学習の多くは、憲法の基本理念・法制度・法的価値等の法的知識獲得のみの学習」であり、「この様な学習では価値観の多様化する現代社会において発生する社会生活問題に対して、子どもたち自らが検討・解決していく市民性育成のための社会科教育になっていない」<sup>(13)</sup>ことも指摘されている。

こうした指摘も念頭に置きながら、以下では わが国の法教育の現状を概観する。

#### 1 法教育の経緯

わが国において法教育が論じられるようになった経緯について、北川善英・横浜国立大学教授は、法教育における三つの潮流からとらえている。すなわち、第1の潮流として、1990年代前半から、社会科教育研究者、初等中等教育教員によって研究・実践されてきた法教育があり、具体的には、江口勇治・筑波大学教授のアメリカの法教育研究等の成果がある(14)。第2の潮流は、1990年代前半から、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会などの法律専門家団体によって提起・推進されてきた司法教育であり(15)、第3の潮流は、司法制度改革の一環として提起された司法教育である(16)。また、

<sup>(9)</sup> 関良徳「法教育における教師と弁護士の協働—信州モデルとその理論化のための試論」『法と教育』Vol.3, 2013.7, p.12.

<sup>(10)</sup> 河上正二「民法・法の教育と消費者教育」『法と教育』同上, p.6.

<sup>(11)</sup> 菅野淑子「小学校における法教育のあり方についての一考察―人権を教育する指導案の検討を通じて」『法と教育』同上, p.52.

<sup>(12)</sup> 岡部麻衣子・関良徳「法教育による憲法学習の刷新―中学校社会科公民的分野のための新しい憲法学習プログラム―」『信州大学教育学部研究論集』No.4, 2011.3, p.61.

<sup>(13)</sup> 二階堂年惠「歴史教材による初等法関連教育の教育内容編成—初等教材 "Working Together" を手がかりとして—」『広島文化学園短期大学紀要』 Vol.42, 2009, p.31.

<sup>(14)</sup> 北川善英「『法教育』の現状と法律学」『立命館法學』No.321·322, 2008.5·6, p.1424.

<sup>(15)</sup> 第1の潮流の法教育と第2の潮流の司法教育の中心的な担い手によって2000年に「全国法教育ネットワーク」が設立され、市民がトラブルや紛争に巻き込まれても正当に紛争を解決する方法を見つけることができずに泣き寝入りせざるを得ない状況があるにもかかわらず、中等教育以下の学校教育において自分の基本的人権や権利を守る方法を教えられていないとの認識から、緊急の課題として、子どもたちに自分の人権や権利を守るために必要な最低限の法的知識や法的思考能力を身に付けさせるものとして法教育が提起された。同上、pp.1427-1428;隅防俊幸「法教育をもっと身近なものに―全国法教育ネットワーク等の活動について」『月報司法書士』No.369,2002.11,pp.8-11.

吉村良一・立命館大学教授は、北川教授と同様に、① 1990 年代初頭からの、アメリカの法教育の紹介に始まる社会科教育学研究者の法教育研究、② 1990 年代初頭から本格的に提起された、弁護士、司法書士等の法律専門家やその団体による「司法教育」、③司法制度改革とそれを含む 1990 年代以降のいわゆる「構造改革」<sup>(17)</sup>を挙げたうえで、④「生きる力」の育成を目指す教育改革の中で、国家・社会の形成に主体的

に参画する日本人の育成が挙げられていることを加え、四つの流れから法教育の背景をとらえている(18)。

これらのほかに、法教育にも関連するものとして、大学、高校の教員や、法律図書館の図書館員等による法情報の研究と教育に関する研究会の活動<sup>(19)</sup>も忘れてはならない。

法教育に関わる最近の主な動きとしては、表 1に挙げるようなものがある。

#### 表 1 法教育に関わる最近の主な動き

<i>₽</i> □					
年 月	事 項				
平成 13 (2001) 年 6 月 12 日	司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書―21 世紀の日本を支える司法制度―』				
平成 14 (2002) 年 3 月 19 日	司法制度改革推進計画(閣議決定)				
9 月 27 日	関東弁護士連合会定期大会シンポジウム「子どものための法教育―21 世紀を生きる子ども達のために」				
平成 15 (2003) 年 4 月 19 日	日本弁護士連合会、「市民のための法教育委員会」設置				
9月22日	法務省・法教育研究会第1回会議				
平成 16 (2004) 年 11 月 4 日	法教育研究会報告書『我が国における法教育の普及・発展を目指して一新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために一』				
平成 17 (2005) 年 5 月	法務省・法教育推進協議会発足				
平成 18 (2006) 年 12 月 22 日	5) 年 12 月 22 日 新教育基本法公布・施行				
平成 20 (2008) 年 3 月 28 日	小・中学校学習指導要領改訂				
平成 21 (2009) 年 3 月 9 日	高等学校・特別支援学校学習指導要領等改訂				
(平成 21 年度)	小・中学校で改訂学習指導要領先行実施(総則等、算数、数学、理科)				
5 月	裁判員制度始まる				
5 月 15 日	法教育推進協議会「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」				
8月26日	法教育推進協議会「小学生を対象とした法教育教材例の作成について」				
(平成 22 年・23 年度)	京都法教育推進プロジェクト				
(平成 22 年度)	高等学校で改訂学習指導要領先行実施(総則等)				
(平成 23 年度)	小学校で改訂学習指導要領全面実施				
(平成 24 年度)	中学校で改訂学習指導要領全面実施				
(平成 24 年・25 年度)	岐阜法教育推進プロジェクト				
平成 24 (2012) 年 11 月	法務省『「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書』				
(平成 25 年度)	高等学校で改訂学習指導要領、平成 25 年度入学生から学年進行で実施				
平成 25 (2013) 年 3 月 4 日	法教育としての消費者教育共同研究会『法教育としての消費者教育に関する研究―社会科(公民科)・家庭科の教材・授業案開発に向けて―』(研究報告書) ※日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会・国立大学法人大阪教育大学				
6 月	法務省・裁判員制度に関する検討会「取りまとめ報告書」				
	Share B. Etc. L. L. C.				

(出典) 以下の文献を参考に、筆者作成。「年表」日本弁護士連合会『日弁連創立 60 周年記念誌「日弁連六十年」』<a href="http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/60kinenshi\_atogaki.pdf">http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/60kinenshi\_atogaki.pdf</a> : 「司法書士による法教育・消費者教育活動年表(試作版)」<a href="http://laweducation.sakura.ne.jp/history">http://laweducation.sakura.ne.jp/history</a> 20101004.pdf</a>

<sup>(16)</sup> 北川 前掲注(14), pp.1425-1426.

<sup>(17) 『</sup>法教育研究会報告書』のいう、①各種の改革を経て、国民の自由な活動の範囲が広がり、そこから生じ得る 紛争を法によって解決することが求められることになったこと、②国や自治体の活動への国民の参加が一層求められるようになり、国民が刑事裁判に参加する裁判員制度が導入されることになったこと、③国民一人ひとりが 法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれた場合には、法やルールに則って適正な解決を図るよう心がけ、さらに司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要があること、などである。法教育研究会 前掲注(3), p.1.

<sup>(18)</sup> 吉村良一「民法学のあゆみ 大村敦志・土井真―編著『法教育のめざすもの』」『法律時報』82(12), 2010.11, p.122. (19) 例えば、2001 年 4 月に発足した龍谷大学法情報研究会は、「法律学・政治学・情報学等を研究分野とする大学教員、法律図書館の図書館員、高校の教員、大学院生・大学生、法律出版社やリーガル・データベース会社の関係者」などにより法情報データベースの開発や法学教育における法情報の活用等の共同研究を行い、2010 年度からは、「裁判員裁判の時代における刑事司法教育―すべての市民のための法情報教育をめざして―」をテーマに取り組んでいる。石塚伸一「共同研究の趣旨」『刑法雑誌』52(1), 2013.3, pp.1, 4-9.

#### 2 法教育の実践

現在、学校教育における法教育の実践に関し、 表2のような取組みが行われている。

#### (1) 国・地方公共団体の取組み

法務省の取組みは、法教育推進協議会を中心 に進められている。法教育教材に関しては、作 成の指針となる「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」(平成21年5月15日)及び「小学生を対象とした法教育教材例の作成について」(平成21年8月26日)が公表され、具体的な内容と実践方法を盛り込んだ小学生、中学生及び高校生をそれぞれ対象とした教材が提示されている<sup>(20)</sup>。また、法務省は、平成24

#### 表 2 各組織・機関等における法教育に関する主な取組み

組織・機関等	法教育としての取組み
◇法務省	・「法教育に関する授業」の実施:省内に法教育プロジェクトチーム。学校等からの依頼に応じて 関係機関の職員を派遣し、小・中・高校生を対象に授業を実施
	・「法教育に関する教材」の作成 指針となる「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」、「小学生を対象とした法教育 教材例の作成について
	・法教育懸賞論文コンクール
	・法教育推進プロジェクト:京都法教育推進プロジェクト。岐阜法教育推進プロジェクト
	・法教育推進のための検討体制:法教育推進協議会(平成 17 年 5 月~)。法教育研究会(平成 15
	年 9 月~平成 16 年 10 月)
検察庁	・法教育教材の作成(「模擬裁判をやってみよう」、「正しい行動をする意志と勇気」)
	・検察官、検察事務官による学校での模擬裁判の授業での教員支援。模擬裁判授業の教員用DVD
	の作成、DVDを使った教員研修(さいたま地検、横浜地検等)
77 AV CI	・検察庁の広報(移動教室・出前教室・刑事裁判傍聴プログラム)
法務局	・法務局職員による法教育授業の実施(小・中・高等学校。内容は、約束、契約等の私法分野、ルールづくり等に関する公法分野の法教育)
 ◇文部科学省	・法務省・検察庁が最高裁判所及び日本弁護士連合会等と連携して行う「裁判員制度を含む法教育
◇ 父 部 件 字 自	<ul><li>・ 法務有・快祭月が取高級刊所及び日本井護士建告会寺と連携して打り「級刊員制度を含む法教育</li><li> に関する教員研修」への協力(各地方自治体の教育委員会)</li></ul>
	・法教育の実践に関する調査研究事業
	・教員免許状更新講習における法教育授業実施
	・法教育を位置付けた新学習指導要領の周知・広報等
◇最高裁判所	・裁判官の講師派遣(出前講義):対象は、小・中・高校生、大学生、その他
	・模擬裁判・模擬調停:対象同上
	・ガイド付き法廷傍聴・裁判所見学:対象同上
	・裁判員制度広報等
◇日本弁護士連合会	・自由で公正な民主主義社会の構成員(市民)を育成・支援するための教育方策(法教育)の策定及び実践:ジュニアロースクール、模擬裁判の指導・支援、小・中学校授業への講師派遣、高校
	への出張授業、裁判傍聴会、憲法出前講座等
	・学校等における法教育のための教材の研究・開発
<u> </u>	・法教育に関する教育関係者等との情報交換
◇日本司法書士会連合会	・司法書士が学校へ出向いて行う法律教室、裁判ウォッチング(中・高校生対象) ・公民館等で一般市民を対象に行う法律講座
<ul><li>◇日本司法支援センター (法テラス)</li></ul>	・一般市民を対象とした市民講座を利用した弁護士による法律講座、裁判所との連携による裁判員制度についての講演
	・地域の老人会の集まりにおける高齢者を対象とした法律講座(消費者関係被害の予防等)
	・教育機関との連携による出前授業

(出典) 『法教育研究会報告書』及び各組織・団体の HP の記述を基に、筆者作成。法教育研究会『我が国における法教育の普及・発展を目指して一新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために一』(平成 16 年 11 月 4 日) <a href="http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf</a>> :「法教育」法務省 HP <a href="http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html">http://www.kensatsu.go.jp/> :「法教育」法務局・地方法務局における法教育授業の実施」法務省 HP <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\_00006.html">http://www.kensatsu.go.jp/> : 「法務局・地方法務局における法教育授業の実施」法務省 HP <a href="http://www.moj.go.jp/content/000004294.pdf">http://www.kensatsu.go.jp/> : 「法務局・地方法務局における法教育授業の実施」法務省 HP <a href="http://www.moj.go.jp/content/000004294.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000004294.pdf</a>> : 「法教育(市民のための法教育委員会)」日本弁護士連合会 HP <a href="http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/contribute/education.html">http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/contribute/education.html</a>

<sup>20</sup> 法教育推進協議会「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」(平成21年5月15日) <a href="http://www.moj.go.jp/content/000112183.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000112183.pdf</a> : 同「小学生を対象とした法教育教材例の作成について」(平成21年8月26日) <a href="http://www.moj.go.jp/content/000112184.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000112184.pdf</a> : 「小学生を対象とした教材」法務省HP <a href="http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\_00036.html">http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\_00037.html</a> : 「高校生を対象とした教材」法務省HP <a href="http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\_00038.html">http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\_00038.html</a> >

年11月、全国の小学校を対象に平成24年8月から9月に行った、社会科、道徳、特別活動等における法教育の実施状況調査(調査票回答数1,911校)の報告書を公表した<sup>(21)</sup>。この調査の分析にあたった三浦朋子・亜細亜大学講師は、

「全体の傾向として、法教育の意義や重要性を理解しているものの、時間の確保や人材面、連携方法などの課題から実現が難しい状況がある」こと、「『法教育』についての理解は、学校や教員によって異なる」点等を指摘している<sup>(22)</sup>。

文部科学省は、主として、法務省が実施する 裁判員制度の意義や法教育の重要性に関する教 員研修への協力、教員免許状更新講習を活用し た新学習指導要領における法教育の周知・広報 等を行ってきた。法に関する学習の充実を図っ た新学習指導要領は、法教育を明確に位置付け たものとして受け止められ<sup>(23)</sup>、中学校では、「現 代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、 『対立と合意、効率と公正』という基準を設定

『対立と合意、効率と公止』という基準を設定したこと、私法にも目を向け『契約の重要性』を取り入れたこと」<sup>(24)</sup>、高等学校では、「社会の在り方を考える基盤として、『幸福、正義、

公正』という三つの概念を取り上げたこと「、「日 本国憲法に定める政治の在り方について国民生 活とのかかわりから『理解を深めさせ』」、「倫 理について自覚を深めさせる」としている点等 が重要であるとされる(25)。また、高等学校の「現 代社会」においては、①現代社会を理解させる 角度として、「倫理、社会、文化、政治、法、 経済、国際社会」を例示し、「法」を独立して 取り上げたこと、②基本的人権の保障と法の支 配に関して、「個人の尊重と法の支配」を新た に設け、法の支配と法や規範の意義及び役割、 司法制度の在り方について理解させることに よって、「法に関する基本的な見方や考え方を 身につけさせる」としていること、③「現代の 経済社会と経済活動の在り方」において、「市 場経済の機能と限界」の学習で、「経済活動を 支える私法に関する基本的な考え方についても 触れること」を求めていること等も注目されて いる(26)。法教育に関連する内容が、「小学校3・ 4年生から高等学校まで幅広く」取り入れられ た点も指摘されている(27)。現状では、学校現 場における法教育の必要性への認識は高まって

<sup>(21)</sup> 法務省『「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書』(平成 24 年 11 月) <a href="http://www.moj.go.jp/content/000105145.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000105145.pdf</a>

<sup>(22)</sup> 三浦朋子「『小学校における法教育の実践状況に関する調査研究』調査結果の報告(概略)」(法教育推進協議会「第 31 回会議(2013 年 2 月 8 日)発表資料」) <a href="http://www.moj.go.jp/content/000109487.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000109487.pdf</a>

<sup>(23)</sup> 新学習指導要領にうたう小・中・高等学校の社会科・公民科における法教育の内容に関しては、以下を参照。 橋本康弘「新学習指導要領における法教育―法教育に関して法律実務家に求められること」『法律のひろば』65(10), 2012.10, pp.4-10;同「『法教育』の現状と課題―官と民の取組に着目して―」『総合法律支援論叢』No.2, 2013.2, pp.49-52;教科書における法教育の扱いに関しては、中学校社会科公民的分野の教科書を比較した以下の論稿が ある。清侑太郎ほか「法に関する部分についての教科書分析」『法と教育』Vol.3, 2013.7, pp.65-72.

<sup>(24)</sup> 坪井龍太「法教育に関する一考察―高等学校公民科における憲法教育の充実を目指して」 『法学新報』 117 (7·8), 2011.3, p.693.

<sup>(25)</sup> 同上, pp.696-697.

<sup>26)</sup> 土井 前掲注(7), p.42: 新高等学校学習指導要領の教科「公民」科目「現代社会」においては、学習内容項目ごとの課題を、「幸福、正義、公正などを用いて考察させること」とし、「個人の尊重と法の支配」では、「個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めさせるとともに、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考察させ、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる」とする。また、「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと」とし、「市場経済の機能と限界」については、「経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること」をうたっている。文部科学省『高等学校学習指導要領』(平成21年3月)p.31. <a href="http://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/micro\_detail/\_icsFiles/afieldfile/2011/03/30/1304427\_002.pdf">http://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/micro\_detail/\_icsFiles/afieldfile/2011/03/30/1304427\_002.pdf</a>

<sup>(27)</sup> 橋本「『法教育』の現状と課題」前掲注(23), p.50.

いない<sup>(28)</sup>のが実情であるため、教員に対しては新学習指導要領における法に関する学習の充実の趣旨の徹底が求められるが、法律専門家との連携による法教育実践の際には、学習指導要領に対する教員と法律専門家との認識の違い<sup>(29)</sup>にも留意する必要がある。なお、アメリカにおける大学院生による法教育実践の取組みを参考に、わが国でも、例えば、東京大学法科大学院による「出張教室」において、院生が高校等を訪問して生徒を相手に法律の授業を行う活動が行われており<sup>(30)</sup>、こうした活動の今後の動向が注目される。

地方公共団体の取組みとしては、自治体に法律専門家等が協力して行う「京都法教育推進プロジェクト」<sup>(31)</sup>や「岐阜法教育推進プロジェクト」<sup>(32)</sup>があるが、自治体で独自に行うものとしては、例えば東京都では、東京都教育委員会が、平成23年4月、「新しい学習指導要領における『法』に関する教育にかかわる指導内容を明らかにするとともに、各教科等の指導計画例を示

した」「『法』に関する教育カリキュラム」を都内公立小・中・高等学校、区市町村教育委員会及び関係機関に配布し、法教育普及の取組みを進めている<sup>(33)</sup>。

#### (2) 法律専門家による取組み等

法曹による取組みでは、弁護士会と司法書士会による活動が早くから行われてきた。第一東京弁護士会による中学校や高等学校に弁護士が出向いて生徒たちが行う刑事の模擬裁判を指導し討論を行う活動は、1990年代半ばから始まったという(34)。また、日本弁護士連合会では、2002年に「市民のための法教育対策ワーキンググループ」を立ち上げ、2003年4月には「市民のための法教育委員会」を設置し、同年6月に「市民のための法教育シンポジウム2003一弁護士が取り組んできたこと・取り組むべきこと」を開催している(35)。各県の弁護士会の法教育委員会等が毎年行っている「ジュニアロースクール」は、中学生・高校生が法の原理原則、

<sup>(28)</sup> 一般社団法人リーガルパークの今井秀智弁護士らが平成23年3月に東京都内の学校(都内の私立小・中・高等学校及び23区内の公立小・中学校)1,474校を対象にアンケート調査を行い、61校から回答を得た結果からは、全体の4分の3が法教育授業の実施の対策を講じておらず、その理由として、「法教育の意義がよくわからない」、「法教育を担う人材がいない」、「法曹関係者の協力が得られない」、「財政的基盤がない」とともに、「通常の授業の中で足りているので、対策を講じる必要がない」が20校あったという。法教育推進協議会「第29回会議議事録(平成24年6月20日)」p.20. <a href="http://www.moj.go.jp/content/000100426.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000100426.pdf</a>

<sup>29)</sup> 今井弁護士は、「私たち法律家は、『学習指導要領はさておいて、こういう授業をやりましょう』と言うんですが、 それは学校の先生方には全く受け入れてもらえません」と語る。同上

<sup>(30)</sup> 大村敦志・山口敬介「法科大学院における『法教育』への取組み―東京大学の例から出発して」『法律のひろば』 65(10), 2012.10, pp.51-59.

<sup>(31)</sup> 鈴木望「司法制度改革関係 京都法教育推進プロジェクトの活動状況」『司法法制部季報』No.132, 2013.2, pp.15-17;笠井正俊「巻頭言 京都法教育推進プロジェクト実施報告書に寄せて」『司法法制部季報』同, pp.18-20;「実施結果一覧表/授業等の『ねらい』について」『司法法制部季報』同, pp.21-38;吉田誠司「巻末言 終わったのか、始まったのか」『司法法制部季報』同, pp.39-40;池田知史「裁判所における法教育の取組」『法律のひろば』65(10), 2012.10, pp.18-21.

<sup>(32)</sup> 岡田 前掲注(4), p.14.

<sup>(33)</sup> 同カリキュラムについては、以下を参照。「『「法」に関する教育カリキュラム』を作成・配布しました」(平成23年4月28日)東京都教育委員会 HP <a href="http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr110428h.htm">http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr110428h.htm</a>;「『法』に関する教育カリキュラムを作成・配布—東京都教育委員会」『週刊教育資料』No.1163, 2011.5.23, pp.8-9;「資料『法』に関する教育カリキュラム(概要)」『週刊教育資料』同, pp.39-50;渡邊弘・活水女子大学准教授は、同カリキュラムの問題点として、①その「基本思想の中に、現状の法・制度・政策を批判的に分析するという能力を持った児童・生徒を育てるという観点が含まれているのかどうかが疑問である」ことと、②児童・生徒の法意識の内実を考える際に同カリキュラムが、「既存の法や規範を墨守するという意味での遵法意識の涵養の方向へ傾斜する危険性」があることを指摘している。渡邊弘「法教育推進の方向性」『法と民主主義』No.465, 2012.1, p.33.

<sup>(34)</sup> 山田亨ほか「座談会 法教育 出張授業の体験を語る」『ICHIBEN BULLETIN』No.480, 2013.3, p.6.

法的なものの見方・考え方や、司法制度の仕組み、法律の大切さ、法律家の仕事などを学んだり、模擬裁判を体験したりするもので、地元の大学が共催するものもある<sup>(36)</sup>。また、日本司法書士会連合会は、1999年に初等中等教育推進委員会を設置し、消費者教育を中心とした取組みを開始した<sup>(37)</sup>。司法書士による取組みは、

「平成の時代に入り、全国各地でいわゆる消費者教育をテーマに、高校生等を対象にした『法律教室』が各地で取り組まれるようになったようである」<sup>(38)</sup>という。同連合会では、高等学校等へ講師派遣による法律教室等を行う各司法書士会に、教材や情報の提供等を行っている<sup>(39)</sup>。

法律専門家には、「法の機能や法形成過程に関する実例を学校現場に伝え、法教育が道徳教育と混同したり、規範教育化してしまったりしないように支援していくことも」その役割として求められている<sup>(40)</sup>。

なお、一般国民向けの法的支援を行う機関としての「日本司法支援センター」(法テラス)が行う法教育の取組みとしては、スタッフ弁護士等の学校への派遣による法教育授業案への助

言、授業補助等がある(41)。

#### Ⅱ 法教育のあり方をめぐる議論

法教育のあり方をめぐって、どのような議論がなされてきたであろうか。以下では、『法教育研究会報告書』の考え方、法教育と憲法教育、法教育の内容と方法、教員と法律専門家の連携をめぐる議論から、主な論者の考え方を概観し、現況を把握しておきたい。

### 1 法教育の現状への評価と批判

(1) 『法教育研究会報告書』が提起する法教育 への評価と批判

法教育研究会について、江口教授は、法教育の定義や学習モデルを示した点で大きな意義があるとし、「法化社会<sup>(42)</sup>が進む中、研究会の活動を通して『法の支配』『法に基づく政治』『法による人権擁護』等の基本的意味を、広く市民や子どもの視点から考える教育機会が学校で実施できる素地が生まれたことの意義は大きい。 法教育という新らしい教育領域が、現代の課題

<sup>(35)</sup> 古井明男ほか「市民のための法教育委員会座談会」『自由と正義』59(10), 2008.10, pp.11-12. 「市民のための法教育委員会」は、これまで、教員、弁護士のための「法教育」夏季セミナーや、子ども向け法教育教材作成等に取り組んできた。同, pp.14-15.

<sup>(36) 「</sup>ジュニア・ロースクール岡山」は、岡山弁護士会と岡山大学法学部が共催で行うもので、平成17 (2005) 年以降、毎年行われている。最近実施されたものについては、以下を参照。「ジュニア・ロースクール」岡山大学法学部 HP <http://www.law.okayama-u.ac.jp/renkei/law\_edu/law\_edu/juniorlaw>; 辻博明「法教育に関する一試みと分析―新教育課程における法教育・岡山での試み―」『岡山大学法学会雑誌』59 (3・4), 2010.3, pp.509-514;同「『法教育』に関する一考察(二)」『岡山大学法学会雑誌』61(1), 2011.8, pp.85-92;同「『法教育』に関する一考察(三)」『岡山大学法学会雑誌』61(4), 2012.3, pp.715-722;同「『法教育』に関する一考察(四)」『岡山大学法学会雑誌』62(3), 2013.2, pp.494-499;岐阜県弁護士会、朝日大学等が主催し、岐阜大学が共催する「岐阜県弁護士会ジュニア・ロースクール」には、岐阜県教育委員会、岐阜市、瑞浪市、大垣市の各教育委員会等が後援している。「岐阜県弁護士会ジュニア・ロースクール参加者募集!(岐阜県弁護士会と朝日大学が中学生に贈る夏休み特別企画〉」朝日大学 HP <http://www.asahi-u.ac.jp/asahi\_now/2013/2013-0713-1501-29.html>

<sup>(37)</sup> 高橋文郎「司法書士会の法教育の取組―市民に寄り添う法律家として」『法律のひろば』65(10), 2012.10, p.38. 司法書士による取組みは、昭和57~58年頃から、「若年層が当事者となる悪徳商法その他の消費者問題の増加から、高校生を対象とした消費者教育にも取り組むようになっていった」という。同

<sup>(38)</sup> 高橋文郎「司法書士の法律教室活動の歩みと今後の課題」『市民と法』No.38, 2006.4, p.38.

<sup>(39)</sup> 同上, pp.39-41.

<sup>(40)</sup> 小牧美江・田實美樹「司法書士による法教育・消費者教育と学校教育—学習指導要領改訂を受けて—」『市民 と法』No.63, 2010.6, p.31.

<sup>(41) 「</sup>法教育とは 法テラスの取組について」日本司法支援センターHP <a href="http://www.houterasu.or.jp/houkyouiku/torikumi.html">http://www.houterasu.or.jp/houkyouiku/torikumi.html</a>

に即応して創造された」と評価した<sup>(43)</sup>。また、同研究会が刊行した法教育教材の『はじめての法教育』<sup>(44)</sup>は、「総じて具体的な事例を通して、思考力、判断力、表現力を高めるという観点において、従来の法に関する教育を大きく前進させたテキストとして評価できる」<sup>(45)</sup>ともいわれる。

一方、北川教授は、『法教育研究会報告書』で提起する法教育が、「『主権主体としての国民』と『人権主体としての個人』との緊張関係を等関視」しており、また、「法教育の再定義では、アメリカの法教育法の定義にある『法、法形成過程、法制度』を『法や司法制度』へと矮小化」している等の批判をしている(46)。また、渡邊弘・活水女子大学准教授は、『法教育研究会報告書』

でいう「参加」がどのような方向性を持ったものかが問われなければならないとし、これと関わって、同報告書では、市民の法形成過程への関わりが抜け落ちている点を指摘している<sup>(47)</sup>。

『法教育研究会報告書』で提示された4分野の教材例(「ルールづくり」、「私法と消費者保護」、「憲法の意義」、「司法」)に沿って法教育公開授業を始め、一部の学校での法教育実践が進められているが、これについては、「従来『道徳』や社会科系科目において展開されてきた価値観と相当程度親和的で、現場に受容されやすいと思われるものの、他方、当事者性の『押しつけ』という問題性、実践が一部の特殊な学校に限定され、学校全体のスタンダードを考慮したとき、その汎用性が乏しい、またそれに伴い、法教育

- (43) 江口勇治「『法教育』とは何か」『市民と法』No.38, 2006.4, p.25.
- (4) 法教育研究会『はじめての法教育―我が国における法教育の普及・発展を目指して―新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために』ぎょうせい, 2005.
- (45) 斎藤一久「法教育と規範意識」『日本教育法学会年報』No.39, 2010, p.137. 斎藤一久・東京学芸大学准教授は、「当該モデルでは、ルールが適性とされる要件として、手段の相当性、明確性、平等性、手続の公平性を確認するよう設定されて」おり、「本来の法的思考を鍛える場をあらたに提供しうるであろう」と述べる。一方、同教材の不十分な点としては、子どもの権利についてほとんど触れられていない点を挙げ、「たとえば校則、信仰に基づく武道の拒否、国旗敬礼・国歌斉唱と拒否、持ち物検査と黙秘権、少年法、障害者、同性愛、セクシャル・ハラスメント、携帯電話の学校への持ち込み、インターネットサイトの閲覧制限、ネットいじめなど、子どもたちにとって、よりリアリティーのある問題を法教育として取り上げるべきである」と述べる。同, pp.137-138.
- (46) 北川 前掲注(14), p.1429. 北川教授は、憲法上の国民を、国政のあり方を最終的に決定する主権者としての「主権主体としての国民」と、人権を享受する諸個人である「人権主体としての個人」という緊張関係にある二つの側面を持つ存在としてとらえ、「人権主体としての個人」を基底に据えて把握されるものとし、法教育はこの二つの側面に対応した内容でなければならないとする。同, pp.1423-1424.
- (47) 渡邊弘「法教育をめぐる論争点」『月報司法書士』No.484, 2012.6, pp.3-4.

<sup>(42)</sup> 田中成明・京都大学名誉教授は、「一定の問題が一般的ルールによる規律や権利義務関係としての処理が必要 な法的問題と認知されるようになったり、その対応のために、弁護士に相談したり裁判所を利用したり、あるいは、 法律を制定したり行政的な規制が行われたりするようになったり、要するに『法』を用いる必要が生じ、『法』 を用いて対応することが、一般的に『法化』と呼ばれているようで「あるとしたうえで、「法化」の意味内容を、 社会の法的要求、法制度的対応、法文化の三つの要因と関連づけ、「法制度的対応に焦点を合わせて、一定の社 会的要求に対処する制度が法的形態をとり法的性質を強め、法的ルール・手続が増加し複雑化してゆくという『法 的制度化』を意味するもの」であるとともに、「法文化に焦点を合わせて、人びとの意識や行動が法的な価値・ 原理・ルール・手続などを内面化し法的になるという『法的社会化』の意味が含まれていたり、むしろ、この意 味が中核となっていることもある。さらに、社会の法的要求に焦点を合わせて、社会内部の構造・関係の変動によっ て法システムに対する必要性・依存性が高まるという、社会の側の客観的条件(「社会の法化」)を意味している こともある」とする。田中成明『現代法理学—Contemporary Jurisprudence』有斐閣, 2011, pp.103-104;「都市 化と産業化により、小規模な社会から工業や商業を中心とする大規模な社会になると、人と人の関係が希薄化し、 共同体が崩壊し、慣習やしきたりが薄れていき、多様な価値観が入り交る。さらにテレビ、ラジオ、新聞などの マスメディアにより、いっそう価値観の多様化が進む。その結果、行動の指針や紛争解決のために法や裁判に頼 らざるを得なくなる。このような変化を法化社会という」後藤直樹「法化社会の進展と法教育における法律家の 役割」『法学セミナー』 55(2), 2010.2, p.25.

が教育格差を強化するのではないかという疑問 など、課題を残した」<sup>(48)</sup>とも指摘されている。 また、法務省により作成された「ルールづくり」 と「模擬裁判」の法教育教材について、法教育 の理念と作成された教材の間に十分に関連づけ がなされていないことが、教育現場に法教育の 考え方や実践が浸透しきれない要因になってい るとする指摘もある(49)。

#### (2) 法教育への主な批判

法教育の実態や法教育そのものに対する批判 としては、以下のようなものがある。

樫澤秀木・佐賀大学教授は、法教育の類型と して、知識提供型(裁判員制度や司法制度、消費 者法や労働法などの個別法領域等についての知識を 提供するもの)、ルール定立型(ある状況を想定し て公平・透明なルールを議論によって作り上げよう というシミュレーション教育)、模擬裁判型(生徒 に裁判を模擬的に行わせるもの)、社会科教材型(法 律を社会を理解するための素材として利用するも の)、他科目教材型(社会科以外の他科目で法を教 材とするもの)があるとし、その実態の問題点 として、①知識提供型の法教育では、生徒は受 動的な学習となり、法的価値や思考方法を理解 させるものとは成り得ていない、②ルール定立 型では、討論の場の設定が権力的に行われ、そ の権力性を問題視することがはばかられる可能 性を多分に持つことから、生徒の自由な議論の 保証に疑問が残る、③模擬裁判型では、法化社 会にあって他者との関係を法的思考ないしルー ルの創造によって調整する態度の涵養を目指す 法教育とは異なるものとなる、④社会科教材型 では、未だ立法化されていない社会的要請につ いては考察の対象とはならないことになるとい う問題がある、⑤他科目教材型は、国語の授業 で契約書の読み方を教授する例などがあるが、 それは「法化社会」に対応して法的な思考や価 値の理解を目指す法教育そのものではない、な どの点を指摘している(50)。

法教育を担う教員の問題からの批判もある。 教育現場では、「学年や教科ごとに教師が交代 してしまうため、一貫性のある法教育の授業プ ロセスを展開することは困難」<sup>(51)</sup>であり、また、 「大学における法学教育の弱体化に伴って、法 学部出身者はもちろん、他学部出身者の法学的 素養、中でも基礎法学的素養が低下している。 そのような状況の中で養成された小中高校教師 が、法の本質や法と道徳との区別と関連などを 理解し、生徒に教えることができるであろう か?法学教育の再定位・充実が、ロー・スクー ルや研究者養成との関係においてのみならず、 小中高教員養成課程においても、また、研修・ 再研修においても重要である」(52)とする指摘が ある。

教員の問題に関連して、米倉明・東京大学名 誉教授は、法教育のあり方に関する主な考え方・ 主張(53)に対し、①「法教育の目的を達成する にはからめ手攻撃(日本社会における悪弊を具体 的に指摘して、それはよろしくなく、早く除去され るべきことを教える)を併用しないといくまいし と述べ、「法教育は『模範的生き方』、『良い生 き方』を並べた徳目集に終わりはしまいか」、

<sup>48)</sup> 久保山力也「リーガルサービスのパラダイム転換へ向けた『法教育』―『教材』/『担い手』問題とリーガル プロフェッションの『作法』―」『青山法務研究論集』No.1, 2010.3, pp.92-93.

<sup>(49)</sup> 三浦朋子「司法制度改革の進展を背景とした学校教育の現状と課題―法務省作成教材『ルールづくり』と『模 擬裁判』の分析を通して一」『千葉大学教育学部研究紀要』Vol.60, 2012.3, pp.15.

<sup>(50)</sup> 樫澤秀木「『法教育』は可能か─ 『法化』論の観点から─」『法社会学』No.71, 2009, pp.94-96.

<sup>(51)</sup> 岡村ゆかり・関良徳「法教育における『積み重ね』授業プロセスの理論」『信州大学教育学部研究論集』No.2, 2010.3, p.34.

<sup>52</sup> 中村浩爾「法教育と道徳教育―法と道徳との区別と関連」『法の科学』No.41, 2010, p.141.

<sup>(53)</sup> 米倉名誉教授の批判は、大村・土井編著 前掲注(5)における土井真一・京都大学大学院教授等各論者の考え方・ 主張に対するもの。本稿表3参照。

②カリキュラム上の基本的事項である学年配当、時間配当、授業項目の配列順、成績評価の仕方等に触れるところがほとんどなく、現場教員の実用の見地からは指針になりにくい、③「現場をあずかる教員の法的素養のレベルが一般的には低いこと」や、「教員を取り巻く文科省→教育委員会→校長→教頭(さらに近時は父母の1部)という監視体制」という「教員の現状を知らないか、又は、知っていても無視して、論を進めているように」映ると指摘したうえで(54)、「小中高の教員の一般的な法的素養のレベルの低さ、および、その置かれた環境(監視体制の存在)に照らすと、法教育の前途は決して明るくなく、スタートしたのは時期尚早であった感がする」と語っている(55)。

また、中村浩爾・大阪経済法科大学名誉教授 は、裁判員制度の是非について問うことがない こと、裁判員としての参加が原則として義務と されていることについて批判的に分析する契機 をもっていないこと、現在の日本の刑事裁判が 抱える様々な問題点に触れることがないこと に、法教育の問題点が象徴的・具体的に現われ ていると指摘する(56)。裁判員制度については、 その維持にとって、「国民の法律に関する健全 な常識と、法的なものの考え方を形成・強化す るための法教育が不可欠の前提となる」と語る 加賀山茂・明治学院大学法科大学院教授は、「素 人である裁判員に専門家である裁判官と同等の 権限を与えたのは、素人のもつ『健全な常識と ものの考え方』に信頼を置いているから」であ り、「裁判員制度の画期的な点は、まさに、素 人と専門家の協働によってお互いの欠点を克服 しようとする点である」として、「法教育は、 全ての市民が自らの人権を守れるようにするだ けでなく、法曹の腐敗を防止するためにも不可 欠の教育」であり、「法の素人であるすべての 成年が裁判員になる義務を有する以上、法教育 は、義務教育として実施されなければならない」 と述べている(57)。一方、裁判員制度の教材では、 一つひとつの証拠を個別に検討するのと、全体 として見るのとでは、違った結果や判断が出て くるという観点から、総合的に判断し評価する ことが大事で、それは裁判だけでなく日常生活 の中で行っているものであるとして、「それを 改めて意識させることで、逆に専門的な知識が なくても、要するに日常的な我々の判断で裁判 員は可能である」ことにも気づかせることがで きるとする考え方もある(58)。

さらに、加賀山教授は、学校教育における法教育実施を困難にしている要因として、①法教育において、問題を解決すべき公式(法原理、法ルール)が未だ体系化されていない、法令の条文の数が教育可能なオーダーを遥かに超えていて、複雑な場合には適用すべき法律がない場合もある、②対象である法律をどのようにとらえ、どのように教育したらよいのかわからないという法教育自体の困難さ、③法を教えることができる教員の絶対的不足、④法に興味を持たないか、法自体を毛嫌いする学習者が多く、興味を引きつける教育が困難、などの点を挙げている<sup>(59)</sup>。

<sup>54)</sup> 米倉明 「法科大学院雑記帳 (その 79) 学生による法教育の実施について、法教育のあり方におよぶ」 『戸籍時報』 No.673, 2011.9, pp.100-101.

<sup>(55)</sup> 同上, p.112.

<sup>56)</sup> 中村浩爾「司法改革の実相―裁判員制度と法教育を中心に―」中村浩爾ほか編著『権力の仕掛けと仕掛け返し―憲法のアイデンティティのために』文理閣, 2011, p.57.

<sup>57)</sup> 加賀山茂「法教育の必要性とその実現方法―トゥールミン図式の特殊化(法的議論のモデル図式)とその応用―」 『明治学院大学法科大学院ローレビュー』No.16, 2012.3, pp.9, 15, 32.

<sup>(58)</sup> 高田孝雄・大久保仁視「裁判員教材を用いた実証授業」大村・土井編著 前掲注(5), pp.272-273. この教材では、「他者との討論により、多角的・多面的な物の見方を身につけさせる」ことや、「裁判員制度の意義と疑問点を生徒自身に考えさせて、裁判員制度に対する理解を深める」こともねらいとされる。同, p.273.

<sup>(59)</sup> 加賀山 前掲注(57), p.16.

### 2 法教育の目的・内容・方法等に関する議論

#### (1) 法教育の目的等

法教育の目的、法教育を通じて育成すべき資質・能力等に関する主な見解には、表3のようなものがある。

(i) 法的な見方・考え方及び法的リテラシー

個々の法解釈や法知識は、基本的な概念や価値に照らして、「現実の具体的な人間生活の要請の中で、たえず批判的に吟味される必要」があり、学習者には、「法を所与のものとして、

これに従うだけではなく、現行法や制度を批判的に検討し、能動的に関わることができるように」なることが求められるとされる<sup>(60)</sup>。また、法的リテラシーについては、「法の支配」や「個人の尊厳」によって支えられているもので、「『法の支配』や『個人の尊厳』が問題を法的に解決するための判断基準となっている」ととらえるならば、「法的リテラシーが社会の変化に対応してその内容を変えていくというのは『個人の尊厳』の保障の観点から必要」<sup>(61)</sup>とし、「常に

#### 表 3 法教育の目的等に関する法教育研究者の考え方

	法教育の目的、法教育を通じて育成すべき能力・資質	主な論者 (以下の出典 文献の著者)
法的な見方・考え方	◇憲法が前提とする「自由で公正な民主社会」を形成し、その維持・発展を図るため に必要な法的見方・考え方の基礎を子どもたちに習得させる	1)
法的リテラシーの習 得・涵養	<ul> <li>◇法的リテラシーの習得・涵養</li> <li>・公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力</li> <li>・自分の意見を明確に述べ、他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力</li> <li>・多様な意見を調整し、合意を形成したり、公平な第三者として判断を行ったりする能力</li> <li>・自尊感情、他者に対する共感</li> </ul>	
法的推論の学習	◇法律知識の獲得ではなく、具体的な事案に法律を適用する推論の仕方について、複数の結論を導くことが可能であることを学習させる	
憲法教育等との発展・ 統合	◇学校教育における法教育は、従来の憲法教育、人権教育、消費者教育などを発展・ 統合する形の教育	
法的センスと人権感覚	◇健全で民主的な市民社会の発展にとって不可欠の要素としての法的センスと鋭敏な 人権感覚を育む	
知識、技能、態度・意欲の育成	◇法や法的価値に関する「知識」、合意形成や紛争解決などの「技能」、法の価値を尊重したうえで法形成過程や紛争解決過程に参加しようとする「態度・意欲」の3つの要素がいずれも重要であり、この3要素を、発達段階に応じながら適切に育てていくことが肝要	
幸福、正義、公正の実現	◇法、ルール・決まりという道徳規範や宗教規範とは異なる、人々の関係や制度・組織のあり方を規律する社会行為規範、法律などの明瞭に意思がみてとれる組織・制度の規範、社会秩序の安定に影響する犯罪を裁く裁判規範などの意義やはたらきを学習することで、人々やその社会の幸福、正義、公正の実現などを考える	
市民の育成	<ul><li>◇自由で公正な社会にふさわしい自立した市民の育成</li><li>◇自己統治できる市民の育成</li><li>◇現代立憲主義の諸憲法が到達した水準を思考・判断の基準として、児童生徒を市民として育てる</li><li>◇権利の主体としての市民</li></ul>	
共生社会の構築	◇権利の主体としての市民という観点から個々人の人権を認め、多様な価値を尊重しながら、互いに共生しあう社会をつくり出す	

(出典) 以下の文献の記述を基に筆者作成。①土井真一「法教育とは何か 法教育の基本理念」大村敦志・土井真―編著『法教育のめざすもの―その実践に向けて―』商事法務,2009,pp.11-20:②北川善英・大坂誠「法教育と法的リテラシー」『横浜国立大学教育人間科学部紀要3社会科学』No.10,2008.2:③加賀山茂「法教育の必要性とその実現方法―トゥールミン図式の特殊化(法的議論のモデル図式)とその応用―」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』No.16,2012.3,p.33:④河上正二「民法・法の教育と消費者教育」『法と教育』Vol.3,2013.7,p.6;⑤村松剛ほか「法教育の現状と可能性―シチズンリテラシーを考える」『法と心理』12(1),2012.10,p.68;⑥江口勇治「学校教育における『法教育』のこれからに―『法の価値』を実感する授業を創ることの大切さ―」『筑波大学学校教育論集』Vol.35,2013.3,p.49:⑦渡邊弘「法教育推進の方向性」『法と民主主義』No.465,2012.1,pp.34-35;⑧池田賢市編著『法教育は何をめざすのか―「規範教育」か「主権者教育」か』アドバンテージサーバー,2008,pp.29-30.

<sup>(60)</sup> 土井 前掲注(7), pp.43-44.

社会に目を向け、法的価値・原理を守る観点から法や法制度について批判的検討をおこなうことが重要」<sup>(62)</sup>であるとされる。

(ii) 法的推論の学習及び法に関する知識・技能・ 態度・意欲の育成

法的推論の学習は、『法教育研究会報告書』 が示した、法教育を「法的なものの考え方を身 に付けるための教育」であり、「法律の条文や 制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルー ルの背景にある価値観や司法制度の機能、意義 を考える思考型の教育である」とした考え方と 共通の方向性を持つ。もちろん、「思考型」に おいても、法に関する基礎的な知識や技能の習 得を抜きにしては、法教育は考えられない<sup>(63)</sup>。 また、「知識、技能、態度・意欲の育成」は、 法教育を、「人と社会の関係を、法的な価値や 見方を通して考えさせる教育」としてとらえ、 「人と社会の関係については、これまでも道徳 や地域の慣習などで規律されてきたが、価値観 の多様化や既存の権威に対する意識の変化など から規範としての揺らぎが見受けられる。法教 育では、社会を規律している『法』の視点でこ のことを考えてみようとするものである」<sup>(64)</sup>と する考え方に依っている。

### (iii) 「市民の育成」

「市民の育成」に関しては、「既存の法・制度・ 政策を前提や基準として社会的事象について考 えるだけではなく、既存の法・制度・政策の是 非をも検討の俎上に載せ、その上で、あるべき 法・制度・政策の構想をする力量まで、児童・ 生徒に涵養することが重要」(65)であるとされ る。なお、法教育において現存の「法や制度を つかう力」の育成過程を通じて現存の法や制度 の不十分な点に児童生徒が気づき、その気づき を基盤として新たな「法や制度をつくる力」を 涵養していくことを目標とする考え方(66)に対 しては、「教師によるインドクトリネーショ ン(67)を許容する危険性を内包している」(68)との 批判もある。

ところで、「市民の育成」の視点は、近年注 目されているシティズンシップ教育と関わって おり、法教育とシティズンシップ教育の関連に も目を向ける必要がある。わが国におけるシ ティズンシップ教育は、1990年代後半以降、 子どもたち自らの人生設計の探求・形成を援助 するものとして、あるいは、市民と国家との新 たな関係を築くものとして、あるいは、他者と の社会生活に関与しながら自らの人生を生きて いく市民性を涵養するためのものとして論じら れ(69)、2006年3月には、経済産業省に設置さ れた「シティズンシップ教育と経済社会での 人々の活躍についての研究会」が取りまとめた 報告書(70)の中で、「シティズンシップ教育を通 じて、日本人が現在の社会変化に対応しうる能 力を身につける機会を人々に提供すべきであ る」と提案された<sup>(71)</sup>。近年、各国で注目され

<sup>(61)</sup> 北川善英・大坂誠「法教育と法的リテラシー」『横浜国立大学教育人間科学部紀要 3 社会科学』No.10, 2008.2, p.34.

<sup>(62)</sup> 同上, pp.38-39.

<sup>(63)</sup> 渡邊 前掲注(47), p.3.

<sup>64</sup> 村松剛ほか「法教育の現状と可能性―シチズンリテラシーを考える」『法と心理』12(1), 2012.10, p.67.

<sup>(65)</sup> 渡邊弘「法教育推進の方向性」『法と民主主義』 No.465, 2012.1, p.34.

<sup>(66)</sup> 渡邊弘「新学習指導要領と法教育」『民主主義教育 21』 No.2, 2008.5, p.42.

<sup>(67) 「</sup>教化」、「注入」、「教え込み」等の意味で使われる「インドクトリネーション」の概念の変遷については、以下を参照。甲斐進一「近年のインドクトリネーション論の動向」『椙山女学園大学教育学部紀要』No.5, 2012, pp.115-124. <a href="http://www.edu.sugiyama-u.ac.jp/edu\_graduate/docs/2012/12.pdf">http://www.edu.sugiyama-u.ac.jp/edu\_graduate/docs/2012/12.pdf</a>

<sup>(68)</sup> 斎藤 前掲注(45), p.138; この批判に対し、渡邊准教授は、「児童・生徒が法教育の授業においてどのような『法 や制度をつくる』か」は、「相当の部分が児童・生徒の主体性に任されているのであって、そこに教師によるインドクトリネーションが作用する余地は、例えば『教え込み』型の教育に比べれば、格段に少なくなるはず」と 述べている。渡邊弘「法教育の最近の動向―『紹介』『提起』から『論争』へ」『法の科学』42, 2011, pp.168-169.

<sup>69</sup> 蓮見二郎「社会形成としてのシティズンシップ教育」『法政研究』79(3), 2012.12, pp.912-911.

ている「シティズンシップ教育は、『行動する 市民 (Active Citizen)』の育成を目的とし、政 治的リテラシーが重視されている」(72)といわれ る。わが国には、「皇民」、「国民」、「公民」を 育成するシティズンシップ教育には伝統がある が、「自律した個人であるところの『市民』を 育成するシティズンシップ教育となると、今の ところ、欧米の方法論に学び、日本の教育環境 にそれをどう馴染ませていくかを模索している 段階にあるのが現状」(73)であるとする見方をと るならば、「市民」を育成するシティズンシッ プ教育の実験的な試みの一つとして法教育がと らえられ、その「実践・参加型」の特徴により、 「教師が何を教えるかではなく学習者が何を学 ぶかに焦点を合わせ、地域・家庭・NPO・企 業を含む学校外の社会における生徒の自律的な 学習を保障していく」ことで「市民」の育成が 図られることになる<sup>(74)</sup>。

なお、シティズンシップ教育と関連してピア

メディエーション(peer mediation)<sup>(75)</sup>教育が注目されている。司法制度改革の論議の中で、裁判によらずに紛争当事者が自ら法律専門家等の援助を受けて紛争解決にあたる裁判外紛争解決手段(Alternative Dispute Resolution: ADR)の拡充等<sup>(76)</sup>が取り上げられたが、法教育との関連においても、法律専門家団体としての司法書士会が、「当事者が自ら紛争と向き合って、相手方と話し合いをしながらお互いに紛争解決に向けて努力をしていくという」という姿勢に民主主義の原点を見出して行う活動を進めている<sup>(77)</sup>。

### (iv) 研究と議論の必要性

従来の法教育に関する研究については、「そのほとんどが授業実践や諸外国における法教育の理論や実践の紹介にとどまってきた。その結果、日本における法教育ではどのような力を養うべきかという具体的な研究はあまり行われてこなかった」<sup>(78)</sup>とする指摘がある。裁判員制度

- (70) 経済産業省『シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書』(平成18年3月) <a href="http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/10/hokokusho.pdf">hokokusho.pdf</a> この中では、「シティズンシップ」とは、「多様な価値観や文化で構成される社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現に寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に(アクティブに)関わろうとする資質」と定義されている。同、p.20.
- (71) 蓮見 前掲注(69), p.909: 佐々木毅・学習院大学教授を座長とする総務省の「常時啓発事業のあり方等研究会」が平成23年12月に公表した「最終報告書」では、シティズンシップ教育を「社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育であり、集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる教育」として描いている。常時啓発事業のあり方等研究会『社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して一新たなステージ「主権者教育」へ一』(「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書)(平成23年12月)p.7. <a href="http://www.soumu.go.jp/main\_content/000141752.pdf">http://www.soumu.go.jp/main\_content/000141752.pdf</a>
- (72) 桐谷正信「多文化教育から問いなおすナショナル・シティズンシップ―アメリカの歴史カリキュラム改革を通して―」『国際理解教育』Vol.17, 2011.6, p.67.
- (73) 嶺井明子編著『世界のシティズンシップ教育―グローバル時代の国民 / 市民形成―』 東信堂, 2007, p.50.
- (74) 唐木清志「第2部 各国のシティズンシップ教育 アジア編3 日本一実践・参加型の授業づくりを目指して」同上, pp.50-52.
- (75) 「学校内で学生がメディエーターになり学校内の問題を解決しようとする取り組み」で、「大人には相談できない事を身近な『友人』である仲間には相談しやすいというところをねらいとした」もの。田中圭子「シチズンシップ教育におけるピアメディエーション教育の役割と課題」『法社会学』No.75, 2011, p.133.
- (76) 「I 今般の司法制度改革の基本理念と方向 第3 21世紀の司法制度の姿 2.21世紀の司法制度の姿」司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書―21世紀の日本を支える司法制度―』(平成13年6月12日) <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/iken-1.html">http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/iken-1.html</a>
- (77) 法教育推進協議会「第 15 回会議議事録(平成 19 年 7 月 19 日)」p.16. <a href="http://www.moj.go.jp/content/000004333">http://www.moj.go.jp/content/000004333</a>. pdf>
- (78) 北川・大坂 前掲注(61), p.29.

の導入を始めとした司法制度改革をめぐる議論 の中で法教育が本格的に論じられてきた経緯か ら、法教育は、国民の司法への参加や司法制度 の仕組みや意義を理解するための司法教育とし ても位置付けられるが、今日では、「国民に広 く法的な原則や考え方を理解させるもの」とし て法教育をとらえるのが一般的となってい る(79)。そして、佐藤幸治・京都大学名誉教授 が述べる、「『法教育』は、法を所与として利用 するということだけでなく、よりよき法をいか に作り上げていくかという点についても、具体 的に考えさせるものでなければならない」(80)と する点も改めて押さえておく必要があろう。法 教育の目的は、裁判員制度への関与や消費者問 題を始めとする日常生活に関わる法的紛争解決 等の当面する課題への対応を念頭に置くと考え やすいが、法的リテラシーの育成と関わって、 どのような方向性を与えられるべきかについて は、必ずしも関係者間で共通認識を得るには 至っておらず、さらなる議論を深める必要性が あろう。

#### (2) 法教育と憲法学習

法教育における憲法学習に関して、「わが国では以前から憲法条文の解説や暗記に終始する憲法条文中心主義教育が行われており、憲法の中身が歴史的・社会的事実や私たちの生活から切り離されて教えられてきた」として、「憲法は暗記すべき知識の羅列ではなく、現在の問題に対する解決を模索して思考し、判断するため

の生きた知識として捉えなければならない」と の指摘がある(81)。この観点に立って、憲法に 関する新たな知識の習得を「憲法の意義」の学 習の前提とし、「思考型の学習を行う前段階と して、それらの思考の基となる知識を習得する ための時間も設け」て、「従来型の憲法学習に 見られる知識習得型と法教育に見られる思考 型」とを相補的に組み合わせた課題解決型学習 が提起されている(82)。江口教授は、学校の社 会科・公民科では、これまで、「暮らしの中で 憲法の意義を問う『広義の憲法教育』」とともに、 憲法の人権規定と統治の制度規範を扱う「狭義 の憲法教育|が、「実質的に法的な教育として 行われてきたし、現在もそうである」とし、「必 ずしも法教育は、新しい動きとみなくてもいい 面があり、憲法教育の補強とみてもあまり違和 感はないだろうと考える」と述べる(83)。この ように考えれば、「法教育の展開と充実は、『憲 法教育』『人権教育』『消費者教育』等々の社会 科・公民科の主要テーマを, 『法の基本』 『法の 一般』といった側面で考えさせることで、改め て浮き上がらせたものである」(84)ということに なる。

憲法学習では、憲法が国家権力への禁止・制限を定めたものであることや、国民が憲法秩序維持の監視者とされる点などが強調される<sup>(85)</sup> とともに、法に関する知識、特に憲法の理解が重要視される<sup>(86)</sup>。その一方で、「日本国憲法のテキストから、どのような憲法価値を取捨選択するか、また選択した価値についての解釈可能

<sup>(79)</sup> 吉村 前掲注(18), p.123.

<sup>80</sup> 大村・土井編著 前掲注(5), p.115.

<sup>(81)</sup> 岡部・関 前掲注(12), p.64.

<sup>(82)</sup> 同上, pp.67-68.

<sup>83)</sup> 江口勇治「学校教育における『法教育』のこれからに―『法の価値』を実感する授業を創ることの大切さ―」『筑 波大学学校教育論集』Vol.35, 2013.3, p.50.

<sup>(84)</sup> 同上

<sup>85)</sup> 戸松秀典「法教育と憲法」『ジュリスト』No.1404, 2010.7.15, p.11.

<sup>(86)</sup> 坪井 前掲注(24), p.694. 「ケースの中に人を見つめる力… (中略) …を鍛えるために、法教育の研究が法学に根ざすことが求められる。法教育と法学教育は連続性のあるものであり、法教育が法学(憲法学を含む)という社会科学の学問的成果を用いることが、今後の課題である。その意味でも、憲法教育の充実は、法教育の充実の核心をなすのである」という。同, p.704.

性は開かれたものである」とし、「あらゆる問 題について憲法価値の貫徹ないし憲法的基礎付 けを求めること」への批判もある(87)。また、「法 教育と憲法教育は別物あるいは、補完しあうも の」であり、「憲法教育の理解を支えるために 法教育が発展させられなければならない」との 観点から、「能動的な市民として、生徒を育む 憲法教育が求められる」とする考え方もあ る<sup>(88)</sup>。また、「中等教育では、憲法『を』教え るのではなく、たとえば、生きるための知を憲 法『で』、あるいは憲法をとりまく事実から教え、 学ぶべきである」<sup>(89)</sup>とする考え方もある。さら に、憲法教育の内容の検討に際し、高校と大学 の憲法教育を接合させる必要があるが、憲法教 育の現場では、このことにあまり関心がないか、 何かをしようとする動きがないとして、「学校 教育で憲法を教えることの意義に関する高校側 と大学側とのコンセンサスの欠如という問題状 況がある」とする指摘もある<sup>(90)</sup>。

#### (3) 法教育における私法分野の教育

吉村教授は、法教育としての私法教育のあり 方について、四つの論点から言及している<sup>(91)</sup>。 すなわち、①従来の憲法教育との関係で、憲法 の価値や理念・原則理解の連続線上に私法教育 を位置付けるか、両者の関連性は認めつつも私 法教育を独自のものとして位置付けるか、②私 法教育の分野をどのように考えるかで、消費者 としての市民に力点を置き契約を中心に考える か、それを市民生活全般に広げるか、③市民が 自らの利益や権利を守り実現するためのツール を身に付けるものとしての私法教育か、社会の 基本法としての民法(私法)の学習を通じて社 会の基本原理や仕組みを学ぶものとしての私法教育か、④原則と例外(修正)のどちらに力点を置くか、である。こうした私法分野の教育は、鳥谷部茂・広島大学教授が指摘するように、「家庭科で家族法分野が一応取り扱われてきたが、市場経済の基本法であり日常生活の規範である財産法分野に関しては、憲法と並ぶ重要性があるにもかかわらず、必ずしも十分に行われてこなかった」という現実があり、小・中・高等学校社会科・公民科教育においては、公法分野の教育が中心であり、「私法分野領域の問題は、個人の問題であり必ずしも義務教育や学校教育で扱う必要がないのではないかと軽視する傾向も一部にみられる」といわれる<sup>(92)</sup>。

民法を始めとする私法を学ぶ意味合いに関し ては、「日常生活に最も身近な私法分野につい て学ぶ機会がない結果. 国家社会に対する知識 はあっても、日常のトラブルに現実的に対応す ることを苦手とする社会人が多いのではなかろ うか」という観点から、「自らが当事者となっ て経験する日常生活において、契約・財産・責 任等の私法分野教育を実施し、社会の仕組み・ ルールとして学習することによって、これに対 応する能力を身に付けておくことが重要であ る」とも指摘されている<sup>(93)</sup>。また、「長い歴史 を通じて、対立する価値や利害を多面的な視点 に立って調整するための体系的で洗練された ルールを、市民生活に関する広い範囲にわたっ て高度に発達させてきている」民法学は、「身 近な素材を豊富に提供できるだけでなく、それ らを規律するためのルールとその背後にある考 え方をわかりやすく提示することによって, 法 に結実した人間の叡知を子どもたちに具体的に

<sup>(87)</sup> 斎藤 前掲注(45), p.138.

<sup>88)</sup> 杉浦真理「憲法教育の歴史的変遷と課題」『民主主義教育 21』No.3, 2009.6, pp.235, 239.

<sup>89)</sup> 前田輪音「憲法教育の課題と方法についての一考察—法教育の議論を鍵に」『法の科学』No.42, 2011, p.180.

<sup>(90)</sup> 横大道聡ほか「高大接続の憲法教育に向けての一考察―高校教科書の憲法学に関する調査の予備作業として―」 『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』 Vol.20, 2010, p.1.

<sup>(91)</sup> 吉村 前掲注(18), p.125.

<sup>(92)</sup> 鳥谷部茂「法教育における私法分野教育の意義と課題」『ジュリスト』No.1389, 2009.11.15, pp.2-3.

<sup>(93)</sup> 同上, pp.4-5.

示すことができるはずである」<sup>(94)</sup>という観点からも、法教育において民法(私法)を学ぶ意味が示される。

土井真一・京都大学大学院教授は、従来の学校教育においては、個人と個人の関係を規律する私法の領域についての学習が十分に行われてこなかったとし、技術・家庭科の消費者の基本的な権利に関する学習でも、「消費者保護に必要な情報提供的性格が強く、また、私法の基本原則を十分に理解させることなく、特別法による修正原理だけを学ばせるということには、学習の在り方として無理があったのではないか」と指摘している(95)。法教育における私法分野の学習については、現代の日常生活における問題解決の視点を踏まえながら、私法の基本原則を十分に理解するための方策が求められているといえよう。

- (4) 法教育実践における教員と法律専門家の連携
- (i) 法律専門家の関わり方

現状では、法教育の実践には、法律専門家の 援助が欠かせない。橋本康弘・福井大学准教授 は、「新学習指導要領で取り上げられた法教育 は、紛争処理や社会問題を法的に考察する学習、 国民の司法参加・裁判員制度の学習のいずれも が『答えがない』学習である。このような学習 を組織する際には、思考のプロセスを明確にす ることが大切である」とし、「例えば、紛争処 理学習や社会問題を法的に考察する学習では、

『効率』『公正』などが判断基準として取り上げられるが、その判断基準を事例(ケース)に対応させてより具体化する必要|があるとして、

「特に判断基準の具体化は法律実務家にしかできない」もので、「法教育を生かすも殺すも法律実務家であり、法律実務家の協力があって初めて学校に法教育が定着することになる」と述べている (96)。

学校現場における法教育の実践活動として、 法律専門家が直接関わる消費者教育は、この分 野における学校教育での限界を明確にしたとも いわれる(97)。学校教員と法律専門家との連携 については、北川教授が、以下のような問題点 とあり方を指摘している。すなわち、「学校教 育と法律家との連携は、子どもたちにとって、 法の担い手(法曹)を可視化させ身近な存在と して実感させるというメリットがあるが、授業 実践の形態がもっぱら模擬裁判・裁判員裁判に 傾斜したり、内容も裁判や消費者問題の専門 的・実務的側面に傾斜する可能性がある。法律 家と連携した法教育実践については、現場教員 が主体的に法教育の基礎的・基本的内容とそれ にふさわしい授業形態を構成し、法律家はそれ を支援・助言するというのが適切である」<sup>(98)</sup>と いらい

法教育の実践に取り組んできた司法書士の小牧美江、田實美樹の両氏は、平成20 (2008) 年の内閣府「国民生活選好度調査」の結果から、平成元 (1989) 年の学習指導要領改訂による消費者教育導入後に学校で消費者教育を受けた年代と、それ以前の年代の消費者力 (99) にはほとんど差がみられず、「学校教育で消費者教育を受けた年数の合計による格差もみられなかった」とし、「中でも『契約・悪質商法』に関する消費者力は、消費者教育導入以前の学校教育

<sup>(94)</sup> 早川眞一郎「法教育における民法学の役割」『ジュリスト』No.1404, 2010.7.15, p.20.

<sup>(95)</sup> 土井真一「法教育とは何か 法教育の基本理念」大村・土井編著 前掲注(5), pp.23-24.

<sup>(96)</sup> 橋本「新学習指導要領における法教育」前掲注(23), p.10.

<sup>(97)</sup> 久保山 前掲注(48), p.99.

<sup>98</sup> 北川善英「公教育と法教育―現状と課題―」『日本教育法学会年報』No.41, 2012, p.47.

<sup>(99) 「</sup>消費者力」とは、「消費者が消費者として生きる力であり、消費者がまさにその消費者市民社会においてそうした役割を果たすための実践能力である」とされる。「第2章 消費者政策の経済分析 第3節 我が国の消費者力」『国民生活白書』(平成20年版)p.141. <a href="http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h20/10\_pdf/01\_honpen/pdf/08sh\_0203\_01.pdf">http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h20/10\_pdf/01\_honpen/pdf/08sh\_0203\_01.pdf</a>

を受けた30歳~50歳代よりも10歳~20歳代で逆に低い傾向がみられ、消費者教育による知識の習得(特に契約・悪質商法に関する知識の習得)に、はっきりした効果が表れていないことがみてとれる」と指摘している(100)。そのうえで、消費者教育の効果が見られない点について、「消費者教育に配当される授業時間の不足、教員自身の研修機会の不足」などを指摘し、学校教育における法教育の取組みに果たす司法書士の役割をさらに広げていく必要性を述べている(101)。

#### (ii) 教員が主導する法教育実践

法教育の実践には、法律専門家の援助に依拠しない試みもある。札埜和男・京都教育大学附属高等学校教諭は、国語の授業に模擬裁判を採り入れた実践を積み重ね、「模擬裁判授業を通じて、学校知に支配されない『生活知・世間知』ともいうべき生身の人間や現実の社会から得られる生きた知識」を学ぶことができる点に注目し、「『生活知・世間知』こそ『国語』の視点から模擬裁判にアプローチすることで得られる社会的想像力の成果」であると語り(102)、想像力とその表現のしかたに焦点を当てた法教育の取組みを行っており、教員の努力と工夫による実践の可能性を示唆している。

また、裁判員制度の導入により、国民がその

職務を全うするためには、法律に関する常識と 推論に関する知識が不可欠であると語る加賀山 教授は、国民が司法に参加するに際して必要不 可欠な素養としての法律家の思考方法 (アイ ラック:IRAC) とその基礎(レトリック)を身 に付けるために、トゥールミン (Stephen E. Toulmin) によって提唱された「議論の技法」 の活用を提案する。トゥールミンモデル(トゥー ルミン図式)(103)と呼ばれるその考え方は、「レト リックの一部門である『法廷弁論』にヒントを 得て作られたものであり、三段論法を基礎にし つつも,曖昧な常識推論にも適用できるように, あらゆる議論のプロセスを図式化することを可 能にした画期的なものである」とする。そして、 「法教育の順序としては、小・中学校でも利用 されているトゥールミン図式を媒介として一般 的な議論の方法(レトリック)を学ばせ、その 後に特殊型としての法律家の思考方法 (アイ ラック)を提示するのがよい」とし、「具体的 な事例をトゥールミン図式で分析し、アイラッ ク(IRAC)で表現するという練習を行うならば、 小・中学生の生徒に法律家の思考方法を理解さ せることは十分可能である」と説き、議論の方 法を用いた法教育を提起し、受ける側の児童生 徒の学びの方法に注意を喚起している(104)。

学校教育としての法教育では、教員には一定

<sup>(100)</sup> 小牧・田實 前掲注(40), p.32.

<sup>[</sup>III] 同上, pp.32-33; 司法書士による法教育の初期の活動に関しては、以下を参照。髙橋 前掲注(88), pp.36-41.

<sup>(102)</sup> 札埜和男「国語教育からのアプローチ」『刑法雑誌』52(1), 2013.3, p.22. 札埜教諭は、模擬裁判を「国語」で取り組む意味は、模擬裁判のシナリオや資料に「生きる人間へのまなざしを常に持って考えるところにある。それは、証拠や手続きの理解以上に重要なことである。シナリオや資料に書かれていることは、事件の一部に過ぎない。それらの背景をどれだけ想像できるかによって、紡ぎ出すことばがことばとして命を持つかどうか決まってくる」という。同, p.25.

<sup>(</sup>図) トゥールミンモデルは、「イギリスの分析哲学者スティーブン・トゥールミン(Stephen Toulmin)が法学の論理を基にして日常の議論分析のために提唱したモデル」で、①データから導き出される結論としての「主張(claim)」、②主張を支える証拠となる事実としての「データ(data)」、③データと主張をつなぐ要素としての「理由づけ(warrant)」、④理由づけを支えるデータとしての「裏づけ(backing)」、⑤データから理由づけを経て主張へ到達するプロセスがどの程度確実かを示す要素としての「限定語(qualifier)」、⑥理由づけの保留条件を提示する「反証(rebuttals)」の6要素で構成される。佐々木春喜「診断推論と論理―トゥールミンモデルの導入―」『日本医事新報』No.4539, 2011.4, pp.82-84.

<sup>|104|</sup> 加賀山 前掲注57, p.4; トゥールミンモデルに関しては、以下を参照。スティーヴン・トゥールミン(戸田山和久・福澤一吉訳)『議論の技法―トゥールミンモデルの原点』東京図書, 2011. (原書名: Stephen E. Toulmin, *The uses of argument*, updated ed., Cambridge University Press, 2003.)

の法的素養と法を教える技量が必要であり、そうした教員による授業や取組みを基本とし、教員の要請や場面の必要に応じて法律専門家が関わるという形をベースに、様々な教育実践を積み重ねながら、両者の連携のあり方を探っていくことが考えられる。その際、教員の側は、「教えることのために一生懸命勉強して、教師自身がリーガルマインドを手に入れるということが、法教育では一番大事なこと」(105)であるという認識を忘れてはならないであろう。

なお、生涯学習としての法教育に関しては、 対象者も学校教育とは異なることから、法律専 門家が主導的に法教育を行うことができるので はないかともいわれる<sup>(106)</sup>。

#### Ⅲ アメリカの法教育

わが国の法教育が参考としてきたアメリカの 法教育<sup>(107)</sup>は、アメリカ法曹協会(American Bar Association: ABA) を始めとする法律関係団体等による取組みと、様々な法教育教材、法教育実践に特色があることから、これらを中心に、アメリカの法教育を概観する。

### 1 法曹協会等による法教育の取組み

アメリカにおける法教育<sup>(108)</sup>は、1960年代から本格的に取り組まれた<sup>(109)</sup>。それは、公民権運動やウォーターゲート事件による市民の政治不信、人権保障や法的紛争解決に関わるアメリカ社会の法化、暴力等による地域環境の悪化と犯罪防止・予防のための教育の重視等を背景<sup>(110)</sup>に、「国家における犯罪の減少と,青少年の非行の改善が主な教育目標として掲げられ、法律専門家でない人を対象」に、学校教育で始まったものであるといわれる<sup>(111)</sup>。1970年代に入ると、法教育にアメリカ法曹協会が大きく関わるようになり、1978年には、「アメリカ法教育法」(Law-Related Education Act of 1978) (P.L. 95-

<sup>(105)</sup> 山下純司ほか「パネルディスカッション 法学と法教育」『法と教育』 Vol.3, 2013.7, p.97 における河上正二・東京大学大学院教授の発言。

<sup>(106)</sup> 法教育推進協議会の第 33 回会議における土井教授の発言。法教育推進協議会「第 33 回会議議事録(平成 25 年 7 月 10 日)」(-106) p.16. <a href="http://www.moj.go.jp/content/000113631.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000113631.pdf</a>

<sup>(</sup>W) 磯山恭子・静岡大学准教授は、「アメリカの法教育は、市民教育の一環として取り組まれている」とし、その市民教育は、① civic education、② citizenship education、③ public education として表現されるとしたうえで、①としての法教育は、「民主的な社会の実現を目指して、意思決定を行うことのできる市民を育成する政治教育や公民教育に位置づけられている」、②としての法教育は、「多文化教育、環境教育や開発教育などといった市民的資質の育成へのアプローチの一つとして語られている」、③としての法教育は、「法律専門家でない者を対象に行われる教育活動」として考えられており、「弁護士会によるもの、裁判官と裁判所によるもの、司法サービスによるもの、メディアによるもの、学校を基盤としたもの、専門家集団を対象としたもの」が含まれるとされる。磯山恭子「法教育における法的参加に関する学習の重要性」江口勇治ほか編著『市民教育への改革』東京書籍、2010、p.174:アメリカにおける「市民」を育てる教育として、出生時から学校で主に民主主義を教える「公民科」教育(civic education)と、移民が市民権獲得のために学ぶ成人教育を含む、生涯学習の一環として行われるシティズンシップ教育(citizenship education)の二つからとらえる見方もある。嶺井編著 前掲注(73)、p.121.

<sup>[108]</sup> アメリカの法教育(Law-Related Education: LRE)の取組みは、イギリス統治時代まで遡り、当初は、連邦国家と連邦憲法を中心としたものであり、「LRE の主眼が国家主義的な思想の養成が主となっている点」、「憲法も法である以上、『生きた法』として認識すべきであるのにこれがなされていないこと」、対象が「憲法問題に特化しており範囲がせまく、かつ、批判的思考の育成という点も欠けているという問題」等があったといわれる。三谷晋「米国における法教育について―Law-Related Education(LRE) ―」『地域研究』2,2006.3, p.109.

<sup>109)</sup> アメリカの法教育の基盤には、1930 年代後半から、判例を教材に用いて法の機能的な学習を提唱した「法教育の父」と呼ばれるイシドール・スター(Isidore Starr)の教育実践があるといわれる。スターは、例えば「権利の章典」を教える際にも、ただ単に話をしたり、説いて聞かせたりするのではなく、判例を使って討論や分析による学習を提唱した。二階堂年惠『現代アメリカ初等法関連教育授業構成論研究』風間書房、2010, pp.13-14; Isidore Starr, "Teaching the Bill of Rights In our Secondary Schools," *Teacher's College Journal*, 35(3), Dec. 1963, p.121;スターについては、アメリカ法曹協会の以下のサイトを参照。"Isidor Starr Award." <a href="http://www.americanbar.org/groups/public\_education/awards/isidore\_starr\_award.html">http://www.americanbar.org/groups/public\_education/awards/isidore\_starr\_award.html</a>

561) (112) が連邦法として制定されて、これにより、法教育に関わる非営利団体 (NPO) 等へ補助金が与えられ、法教育教材開発や法教育活動支援が進められることとなった (113)。

アメリカ法曹協会を始めとする各州や地域の 法曹協会、非営利団体、ロースクール等が担う 法教育においては、小学生<sup>(114)</sup>から成人までを 対象とした法に関する学習教材が作成され、法 律家を目指す学生によるボランティア活動も行 われている<sup>(115)</sup>。

法教育法の制定は、「アメリカ全体の取り組みとして法教育が重要であると認識されたことを意味している」が、その後の「非西欧地域からの移民の増大による多民族・多文化社会の下で、法教育論は、共通価値を体現する法を中心にして社会・国家を形成・維持するという観点を軸として再構成されるように」なり、アメリカ法曹協会が1995年1月に公表した「法教育の指針」(Essentials of Law-Related Education (116))では、「アメリカの民主主義に関する知識理解だけでなく、参加する市民の能力と意欲を高めることも主目的」とされた(117)。その取組みの特徴として、法律家である裁判官、検察官、弁

護士が一緒に活動に参加し、特に裁判官が積極的に若者の教育に関わっていることや、法教育活動は貧困地域の生徒たちに力を入れたものになっていることなどが指摘されている(118)。

### 2 学校教育としての法教育

学校教育に関しては、まず、1994年の教育 改革法「2000年の目標:アメリカの教育法」 (Goals 2000: Educate America Act) (P.L.103-227) の中で、「責任ある市民性」や「市民としての 権利と責任を行使するのに必要な知識とスキ ル」等がうたわれ、各州の教育政策の立案を支 援する全州教育協議会 (Education Commission of the States: ECS) の中に、学習とシティズン シップの教育政策と実践に関する情報センター (National Center for Learning and Citizenship: NCLC) が置かれて、各州や地方のシティズン シップ教育<sup>(119)</sup>の活動を支援している<sup>(120)</sup>という 状況がある。そして、法教育の内容に関わる全 米共通の教育内容の基準としてのナショナルス タンダードに関しては、1994年に連邦教育省 の支援を得た「公民教育センター」(Center for Civic Education: CCE) により、3,000人を超え

<sup>(110)</sup> その背景には、アメリカの公立学校における人種隔離政策としての「『分離すれども平等』を違憲としたブラウン判決(1954年)により、司法や法学が社会変革に強い指導性を発揮出来ることが印象づけられた」こと等により、「社会科教育学者や現場の教師らは少しずつ法に関心を抱くように」なったことがあるといわれる。渡部竜也「法思想の変遷と法学習論の展開に関する史的・原理的考察―『公民科法学習』『社会科法学習』『法関連教育法学習』の相克―」『東京学芸大学紀要 人文社会科学系 II』 Vol.60, 2009.1, p.8.

<sup>(</sup>III) 二階堂 前掲注(109), p.14.

<sup>(112)</sup> 法教育法に規定する法教育の目標等に関しては、以下を参照。渡邊真『「法教育」の理論と実践―アメリカ・日本における展開と教師のための指導プラン』三恵社, 2008, pp.13-15.

<sup>[13] 「</sup>法教育法は、アメリカにおいてそれまでに実践されてきた法教育について、財政的支持のもとに国家的展開をさせる役割を果たした」とされる。同上, p.14.

<sup>(</sup>III) 小学校段階から法教育が必要である点については、「法的資質教育は、中等教育からではなく学校教育の始まる初等教育から必要とされている。初等段階の法関連教育は、子どもたちの発達段階を考慮して、単に法を守るだけでなく、社会の中での法の必要性や機能、身近な生活の中からルール作りを実践し、相手の立場に立って考え、行動する態度を形成することによって、法的資質教育の基礎を担う重要な段階である」とされる。二階堂年惠「法理念追従型法関連教育の教育内容編成一"FOUNDATIONS of DEMOCRACY(小学校用)"を手がかりとして」『広島文化短期大学紀要』Vol.41, 2008, p.51.

<sup>(115)</sup> 神谷説子「アメリカ法教育見聞記 (第1回)」『法律時報』83(11), 2011.10, p.69.

<sup>(116) &</sup>quot;Essentials of Law-Related Education." ABA <a href="http://www.americanbar.org/content/dam/aba/publishing/insights\_law\_society/lre\_essentials.authcheckdam.pdf">http://www.americanbar.org/content/dam/aba/publishing/insights\_law\_society/lre\_essentials.authcheckdam.pdf</a>

川 北川善英ほか「法教育の現状と課題」『横浜国立大学教育人間科学部紀要 1 教育科学』No.9, 2007.2, p.47.

<sup>(18)</sup> 神谷説子「アメリカ法教育見聞記(第2回)」『法律時報』83(12), 2011.11, pp.95-96.

学校における法教育は、「憲法教育を通じた愛国心の養成を内容とする時代もあった」が、現在では、「憲法だけではなく他の法分野も必要に応じて生徒に提供」し、また、「生徒に法の知識を提供するだけではなく、法システムのなかでの問題解決方法を考えさせるという『思考』が重視されるようになっている」(124)といわれる。そして、その目指すものは、市民としての権利と責任の理解を促す市民性教育(125)と同

じ方向性を持つものであり、法的リテラシー<sup>(126)</sup> の育成に他ならない。

#### 3 法教育教材と法教育実践の特色

#### (1) 法教育教材

わが国におけるアメリカの法教育の内容に関わる近年の研究では、表4のような法教育教材が取り上げられている。

学校の法学習<sup>(127)</sup>で使われる教材では、国家的プロジェクトとして 1990 年代に開発されたものとして、『民主主義の基礎』 ("Foundations of Democracy") <sup>(128)</sup>、『日常生活における法』

- (19) シティズンシップ教育への連邦政府の関与については、1981 年 10 月に成立した「シティズンシップの原理の教授に教育分野の包括補助金を使用する権限を付与する法律」(Act to authorize the use of education block grant funds to teach the principles of citizenship) (PL97-313) により、州や地方学区は、連邦補助金を使える複数のプログラムやプロジェクトの中からシティズンシップ教育を選択できるようになり、地方の必要に応じて、シティズンシップ教育の名のもとに法関連教育や経済教育等を展開することが可能になったといわれる。住岡敏弘「米国におけるシティズンシップ教育に対する連邦財政支援をめぐる法制化過程」『宮崎公立大学人文学部紀要』 19(1), 2011, p.255.
- (120) 嶺井編著 前掲注(73), pp.124-125.
- (121) Charles F. Bahmueller, "National Standards for Civics and Government," ERIC Digest, EDO-SO-95-3, p.3.
- (122) Center for Civic Education, *National standards for civics and government*, U.S. Dept. of Education, Office of Educational Research and Improvement, Educational Resources Information Center, 1994. CCE <a href="http://www.civiced.org/index.php?page=stds">http://www.civiced.org/index.php?page=stds</a>>
- | 123 | 同年には、全米社会科協議会(National Council for the Social Studies: NCSS)により「National Curriculum Standards for Social Studies」が作成され、このスタンダードは、2010年に改訂がなされている。"National Curriculum Standards for Social Studies: Introduction." NCSS <a href="http://www.socialstudies.org/standards/introduction">http://www.socialstudies.org/standards/introduction</a> (124) 三谷 前掲注(188), pp.117-118.
- (25) 三谷晋・岐阜大学准教授は、法教育は、「市民性の教育という側面でいえば、市民として生徒はどのようにしたら法システムに参加するのかを教えるだけでなく、さらにどのようにしたらそのシステムを改善できるのかについて考えさせる」ものであるという。同上, p.116:アメリカの市民性教育については、以下も参照。藤村好美「サービス・ラーニングの深化とパブリック・アチーブメント―アメリカにおける市民性教育の新局面―」『日本の社会教育』55, 2011.9, pp.158-170:政治教育に焦点をあてたシティズンシップ教育に関しては、以下を参照。奥村牧人「英米のシティズンシップ教育とその課題―政治教育の取り組みを中心に―」『青少年をめぐる諸課題―総合調査報告書』(調査資料 2008-4)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009, pp.17-32. <a href="http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_999295\_po\_200884.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_999295\_po\_200884.pdf?contentNo=1>
- (26) アメリカにおける法的リテラシーの特徴として、北川教授は、①「法」と同様に「個人の尊厳」のよりよき保障のためにその内実が創造的に作り変えられていくもの、②問題解決のプロセスにおいても法的なプロセスを重視する、③問題解決において、法的価値・原理を重視した分析・判断を行う、④問題を個別具体的に解決するための法の形成過程を視野に入れる、などの点を指摘する。北川・大坂 前掲注(61, p.31.
- (27) 学校における法学習の展開には、「社会科としての法学習」を体系化・具現化したハーバード大学のオリバー (Oliver, D.W.) らによる「ハーバード社会科プロジェクト」の活動や、コロンビア大学、エール法律学校の協力のもとに行われた全米社会科協議会 (National Council for the Social Studies: NCSS) による「論争問題学習に拘らず、法を使った学習形態の多様性を示すことに重点」を置いた取組みなどがあり、前者は「主に社会科教育の教育理論家らに注目され、彼らに多様な形で影響を与え」、また後者は、「多くの大学法学部や弁護士団体の教材開発を刺激し、またこれらの組織・団体が法学習のカリキュラムを作成していく上でのモデルケース」となり、「後の法関連教育に影響を与えることになった」とされる。渡部 前掲注(110), p.9.
- (128) 二階堂 前掲注(114), p.52.

#### 表 4 わが国に紹介されているアメリカの法教育教材事例

法教育教材 ◇開発者・運営主体	開発年	目標、内容等の特徴
①『日常生活における法』(Street Law: A Course in Practical Law) ◇STREET LAW INC.	1972	・高校生用 ・教材・プログラムを用いて法律家やロースクールの学生が児童生徒、一般市民に対して講義を行う ・法の根底にある原理・価値に対する理解、法的なものの見方・考え方、法に基づく問題解決能力などの「法的リテラシー」の育成を目指す ・「市民」として必要な意欲・態度の育成 (人権の尊重、権利と責任のバランスを持った行動、紛争の平和的解決、司法制度への積極的参加) ・2009 年第8 版
②『ルール、ルール、ルール』(Rules, Rules, Rules)、『責任とあなた』(Responsibility and You)、『法について学ぶ』(Learning About Law)、『責任について学ぶ』(Learning About Responsibility) ◇オハイオ州法曹協会 (Ohio State Bar Association)	1980	・初等学校独自のプロジェクトによる ・学習内容を「法」と「責任」の領域に限定し、明確化 (身近な生活レベルにおけるルールの必要性、ルール形成の重要性の理解。社会にお ける法の必要性、法形成の重要性、法の限界と修正の必要性の理解。身近な生活に存 在する責任についての理解。社会における責任の存在理由の理解)
③『法と文化について教える』(Teaching about Law and Cultures) ◇社会科学教育協会(Social Science Education Consortium)	1992	・文化に焦点を合わせた法関連教育プロジェクト ・日本、東南アジア、メキシコの法と文化 ・アメリカの法システムは共通の文化の核 ・市民は異なる宗教、習慣、言語を持つ。法は国家により相違性を含意
④Working Together: Lessons in Justice ◇憲法上の諸権利財団(Constitutional Rights Foundation Chicago)	1994	・初等後期学年用 ・アメリカ史を通して、法の成立・発展と歴史を結び付け、歴史的問題を現在の状況に 置き替えて、法的知識や法的技能を学び、民主主義を機能させる構成員となることを 目指す
⑤『多様性と法』(Diversity and the Law) ◇アメリカ法曹協会(American Bar Asso- ciation)	1995	・社会正義の視点に基づく第4学年から第12学年までの多文化的法教育プログラム ・マイノリティの保護、合衆国憲法、国勢調査と多様性、多様な生徒集団への教育の権 利
⑥『私は国民』(I'm the People; It's about Citizenship and You) ◇アメリカ法曹協会青少年のためのシティ ズンシップ教育に関する特別委員会 (American Bar Association Special Committee on Youth Education for Citizenship)	1995-96	・法、権力、正義、自由、平等等の立憲民主主義の基礎となる概念の理解 ・法に基づく社会における批判的な思考能力、情報収集能力、適切に行動する能力等の 獲得 ・法の制定、紛争の解決、コミュニティへの参加、公共政策の創造
<ul><li>⑦『自分を尊重しよう、他人を尊重しよう』 (Respect Me, Respect Yourself)</li><li>◇フィ・アルファ・デルタ公共サービスセンター (Phi Alpha Delta Public Service Center)</li></ul>	1995	・調停(Mediation)を取り入れたカリキュラム ・暴力によらない紛争処理 ・アメリカ合衆国憲法と権利の章典を教材として、調停による紛争処理に関する知識理 解と技能習得を目指す
<ul><li>⑧ 『プロジェクト・シティズン』(We the People…PROJECT CITIZEN)</li><li>◇公民教育センター (Center for Civic Education)</li></ul>	1996	・中等教育用 ・コミュニティの問題について、グループ内での意思決定、社会での意思決定、社会成員による意思決定の評価、意思決定の自己評価で構成され、評価の過程を加えることで「参加」型学習へ ・コミュニティにおける法的問題への実践的な参加を可能にするプロジェクト
⑨『市民教育における暴力防止の成果』 (Violence-Prevention Outcomes in Civic Education (VOICE)) ◇憲法上の諸権利財団 (Constitutional Rights Foundation)	1997	・第4学年~第8学年対象 ・単元構成:クラスによい基礎を築くこと、紛争を調停すること、権利と安全のバランスを取るための協同学習、立法府(法律をつくる協同学習)、行政府(法律を機能させること)、司法府(法律を解釈すること)、奉仕と学習(一緒に行動を起こすこと)・市民的資質の育成、青少年の非行防止
⑩ 『民主主義の基礎』(Foundations of Democracy) ◇公民教育センター(Center for Civic Education)	1997	・アメリカ民主主義の基本理念である「権威、プライバシー、責任、正義」をもとに、 法的問題解決のための法的判断基準の獲得、問題解決能力育成 ・幼稚園〜小学校前期、小学校後期、中学校、高等学校の4段階で異なる題材、場面を 扱う。日常的な題材により、権威、プライバシー、責任、正義の概念を学習

(注) 以下の文献及び HP を基に筆者作成。①稲吉彩子「海外だより 若者に対する法教育」『法曹』708, 2009.10, pp.38-42; ①⑥ ⑦⑩磯山恭子「諸外国における法教育の現状―アメリカの法教育カリキュラムの分析を通じて―」(法教育研究会「第4回会議(2003.11.12)資料」); ①⑩渡邊真『「法教育」の理論と実践―アメリカ・日本における展開と教師のための指導プラン』三恵社, 2008, pp.13-30; ① "Street Law Textbook," Street Law, Inc. <a href="http://www.streetlaw.org/en/product/42/Street\_Law\_Textbook">http://www.streetlaw.org/en/product/42/Street\_Law\_Textbook> ; ②④⑨二階堂年惠『現代アメリカ初等法関連教育授業構成論研究』風間書房,2010, pp.82-98,99-134,136-163; ③橋本康弘「アメリカ法関連教育カリキュラムにおける文化学習の構造―プロジェクト『法と文化について教える(TEACHING ABOUT LAW AND CULTURES)』の場合―」『福井大学教育実践研究』No.31,2006, pp.49-58; ⑤磯山恭子「アメリカの社会科における多文化的法教育の特色―社会正義の内容構成の分析を通じて―」『社会科教育研究』No.116,2012.9, pp.81-92; ⑧橋本康弘「アメリカ法関連教育における『参加型』プログラムの研究―『プロジェクト・シチズン(We the People···PROJECT CITIZEN)』の場合―」『福井大学教育実践研究』No.30,2005, pp.29-37; ⑧ "Project Citizen, Level 1," Center for Civic Education <a href="http://new.civiced.org/resources/publications/student-texts/project-citizen-level-1>"\*\*

("Street Law") (129) 、『自分を尊重しよう、他人 を尊重しよう』("Respect Me, Respect Yourself")、 『私は国民』("I'm the People") がある (130)。また、 ルールや法、責任を理解し、社会環境に対処す るための法的態度、法的資質の獲得等を内容と し、法に関わる知識・技能・態度の育成による 法形成能力の育成を目指したものとして、オハ イオ州法曹協会カリキュラムプロジェクトがあ る<sup>(131)</sup>。また、社会科学研究協会(Social Science Education Consortium) が開発した『法と文化に ついて教える』("Teaching about Law and Cultures") では、ヒスパニックやアジア系アメリ カ人の増加を背景に他国の文化的背景をふまえ た法の運用の観点から、法システムを支える市 民にも他国の文化の中の価値や規範等の知識を 習得するための法教育が求められることを踏ま え、「文化的な行動の存在と文化的な習慣をど の程度法的に認めるべきかといった法の機能に 関わる学習」を行い、「アメリカ法文化と対立 する文化を踏まえた上で法的葛藤問題を解決で きるよう」な構成が配慮されている<sup>(132)</sup>。さらに、 公民教育センターが開発した『プロジェクト・ シティズン』 ("We the People…PROJECT CITI-ZEN")は、コミュニティが抱える問題等の解 決策を調査活動や討議を経て作成することで社 会的意思決定過程を経験し、それを評価・吟味 するところまでを含めた参加型の学習として構 成されている(133)。

一方、「憲法上の諸権利財団」(Constitutional Rights Foundation:CRF)が1997年に第4学年から第8学年までを対象に、市民的資質の育成と青少年の非行防止を目的に開発した『市民教育における暴力防止の成果』("Violence-Prevention Outcomes in Civic Education":"VOICE")と、2003年にその低学年向けとして開発された"Primary VOICE"は、後者が、「統治」、「責任」、「紛争解決」、「参加」の4単元、前者が、「クラスによい基礎を築くこと」、「紛争を調停すること」、「権利と安全のバランスを取るための協同学習」等の7単元の構成を持ち(表4参照)、法の概念や機能の理解、法や制度、統治機構の批判・吟味、法的意思決定や法的合意形成による市民的資質の育成を図るものとなっている(134)。

アメリカで1990年代に司法省等の援助で開発された主な法教育カリキュラムからは、青少年が将来身に付けるべき市民的資質の育成と、非行防止を目的とした法教育が行われていたことがうかがえるが<sup>(135)</sup>、その後に開発された法教育教材をあわせて見ると、より広い法の領域をカバーし、法に関わる市民的資質の育成が強調されている。そして、児童生徒が身近な地域に関わる政策の形成や実行について学び、ボランティア活動等を通じて関わっていくことで市民的資質を育成するとともに、保護者や地域の

<sup>(29) 「</sup>実定法中心のカリキュラムで構成されているのが『Street Law』である。この教材は、実定法入門といえる教科書内容となっており、後期中等教育段階を対象にしている。カリキュラム上の位置づけとしては、社会科の選択科目の1つとして行われている場合が多い」という。加納隆徳「アメリカ及びオーストラリアの法教育教材の分析―高等学校における法教育の教材への提言として―」『日本高校教育学会年報』No.16, 2009.7, p.9.

<sup>(30)</sup> 磯山恭子「アメリカの法教育におけるカリキュラム構成に関する研究―法の社会的機能の類型を手がかりとして―」『教育学研究集録』 24,2000,pp.133-136.

<sup>[3]</sup> 二階堂年惠「法形成能力を育成する初等法関連教育の内容編成―オハイオ州法曹協会カリキュラムプロジェクトの場合―」『社会科研究』No.63, 2005.11, pp.38-39.

<sup>「</sup>認」橋本康弘「アメリカ法関連教育カリキュラムにおける文化学習の構造―プロジェクト『法と文化について教える (TEACHING ABOUT LAW AND CULTURES)』の場合―」『福井大学教育実践研究』No.31, 2006, p.57.

<sup>[133]</sup> 橋本康弘「アメリカ法関連教育における『参加型』プログラムの研究―『プロジェクト・シチズン (We the People…PROJECT CITIZEN)』の場合―」『福井大学教育実践研究』No.30, 2005, pp.29-37.

<sup>(34)</sup> 小林秀行「アメリカ初等法関連教育の単元構成─"Primary VOICE" と "VOICE" のプロジェクトを手がかりにして─」『社会系教科教育学研究』No.17, 2005, pp.23-31.

<sup>(135)</sup> 磯山 前掲注(130), p.134.

人々もそうした学習過程へ関与することで地域 を担う市民の育成に貢献するかたちを知ること ができる<sup>(136)</sup>。

#### (2) 法教育に関わる実践

法教育教材のほかに、法教育にも関わる特色 ある取組みとして、少年司法におけるティーン コート (Teen Court) がある。これは、「非行 を犯した少年の処分を同世代の少年が運営する 審判によって、少年たちの話し合いによって決 定するもの」<sup>(137)</sup>で、その決定は、法的拘束力を 持ち、「ここで課された処遇内容に従って、少 年は社会奉仕活動や反省文の提出、各種セミ ナーの受講, TC [Teen Court—筆者注] の傍 聴などを行うことになり、それらが達成される と非行歴が警察記録から抹消されるシステムに なっている」<sup>(138)</sup>ものである。少年裁判で陪審員 の義務を課されたり、非行から立ち直った経験 を有する者も含めた少年らが、裁判の運営全体 に検事、弁護士、陪審員等の役割を担って関わ り、実際の弁護士等の支援を得ながら、裁判の プロセス等を実践的に学習するというもので、

高校の授業の単位として認定される場合も多く、法教育の一種ともいわれている (139)。ティーンコートについては、アメリカのティーンコートをドイツに導入した事例に関する報告 (140)がある一方、わが国への導入に関しては、公平な審判への疑問や地域社会の大人たちの支援体制の必要性等 (141)が指摘されてきたが、裁判員制度が導入された今日のわが国において、改めてティーンコートから学ぶものを探っていくことも必要であろう (142)。

#### 4 法教育の取組みの課題

アメリカの法教育がめざすものは、「子どもたちに対して、法は異なる者が平和的に共存していくことを可能とするための基本的枠組みであることを理解させ、法に従って法的問題を解決するという態度を形成することである。社会生活における法的問題に対して考察し解決していくことの出来る法的資質を育成することは、民主主義社会を維持、発展させていくために重要なものである」(143)といわれる。しかし、「学校教育において市民の義務や責任、法の支配へ

<sup>(136)</sup> 江口教授は、『プロジェクト・シティズン』の教材の特徴として、「州や地方政府の行政過程で展開されている公共政策(public policy)を民主的な手続きに従って監視(monitor)し、その政策の実行や立案・創設に影響力を行使する市民的資質や能力を育成しようとしていること」、及び、「コミュニティを構成する人々や機関(たとえば保護者や公共機関)が学習に参加する主体としてすでに組み込まれており、子どもたちとともに問題解決のプロジェクトに対等に関与することで、コミュニティの教育資源となり、将来を担う良き市民の教育を学校とともに行おうとしていること」の2点を挙げている。江口勇治「解説」公民教育センター(全国法教育ネットワーク訳)『プロジェクト・シチズン―子どもたちの挑戦』現代人文社、2003、pp.8-9. (原書名: Center for Civic Education, We the People···PROJECT CITIZEN、1996.)

<sup>(137)</sup> 山口直也「アメリカ少年司法における"ティーンコート(Teen Court)"」『犯罪社会学研究』No.19, 1994, p.95. (138) 古賀正義「非行少年の『セカンドチャンス』を構築する教育実践―カリフォルニア・ティーンコートに関する参与観察研究から―」『教育学論集』No.53, 2011.3, p.27.

<sup>[139]</sup> 同上, pp.28-29. 古賀正義・中央大学教授は、ティーンコートの特徴として、少年らが裁判を運営する点とともに、「修復的司法」(restorative justice)の考え方が貫かれている点を指摘する。すなわち、被害者や地域に謝罪と反省を伝え、奉仕活動を通して地域にも安心を与え、自らも更生への歩みを進めるとともに、仲間や地域の支援により、社会性や判断力の発達を促し市民性を回復することが求められる点である。同, pp.29-30.

<sup>[40]</sup> Heinz Schoch(森久智江訳)「アメリカ少年司法とドイツ少年司法におけるティーンコート」『法政研究』73(1), 2006.7, pp.107-123.

<sup>[4]</sup> 矢作由美子「わが国における少年法廷(teen court)の可能性—教育学的視点からの検討—」『文教大学教育研究所紀要』No.9, 2000, p.134.

<sup>(142)</sup> 古賀 前掲注(138), p.52.

<sup>(143)</sup> 二階堂 前掲注(114)

の理解などが十分に教えられていない」ことや、「現場の裁量権の強いアメリカの学校制度では、試験のある科目が優先され、公民は選択授業になってしまっているという」こともいわれており (144)、また、「法教育に参加する法律家は全体の一部にすぎない」として、「ボランティアとして参加する人材を増やすことは、アメリカにおいても課題」であると指摘されている (145)。

### IV わが国の法教育の課題と展望

江口教授は、「日本の教育では、内心、慣習、権威、伝統、道徳などが大切にされ、法はせいぜい道具的なものに過ぎないという感覚を醸成する風土にあり、『法的主体』『法的な見方や考え方』『法の支配』『立憲・立法の意思』『法適用と解釈』などの言葉と概念は、建前・表層感覚といった程度の扱いを受けている面があり、それほど重要視されていない」(146)と語る。現状がそうであるならば、そうした前提を踏まえた法教育の実践が必要となる。以下では、今後の法教育の実践にとって重要と考えられる、学校教員の養成・研修、教員と法律専門家との連携、法教育の内容・方法の各課題について考えてみたい。

### 1 法教育を担う教員の養成・研修の課題

「京都法教育推進プロジェクト」を指導した 笠井正俊・京都大学大学院教授は、「法教育が、 小・中・高の各学校であまねく実施されるべき 時期にきており」、「その基本的な主体はやはり 学校であり、学校の先生方であるということを 確認しておく必要がある」と強調する(147)。し かし、教員を取り巻く現状は、「教育職員免許 法施行規則66条の6で、教員免許の取得にあ たり、大学・短大での日本国憲法の二単位の取 得が義務づけられているが、わずか二単位の取 得で『憲法のなんたるか』を理解することは難 しい。高等学校公民科の教員免許取得にあたっ ても、『教科に関する科目』として『法学』の 履修で求められる最低取得単位数は一単位であ り、それだけで充分な法教育を実践できる資質 を涵養できるかと言えば、心もとない」(148)とい われるように厳しい。中村名誉教授も、大学の 法学部出身者を含め、学生の基礎法学的素養が 低下しており、そうして教員となった者が、「法 の本質や法と道徳との区別と関連などを教える ことができるであろうか」と疑問視し、「教員 養成課程における、あるいは、研修における法 学教育の再定位が重要である」として、「法教 育と法学教育との有機的結合」の必要性を指摘 している(149)。教員の力量の問題に関しては、「教 師にとっては大学で学んだことと現場に入って からの認識が異なることもあり、現場で学ぶこ とが多い」<sup>(150)</sup>ともいわれる。また、小・中・高 等学校教員の法的素養が問題とされるが、現行 の教員養成課程の枠組みの中で、法教育の取組 みの充実を図る考え方もある。上田理恵子・熊 本大学准教授は、「現行の教員養成課程のカリ キュラムの教職科目には、直接的・間接的に法 教育に関連しうる機会が少なからずある」こと から、「法教育についての学びを可能にする枠

<sup>(144)</sup> 神谷 前掲注(118)

<sup>(145)</sup> 同上, p.98.

<sup>(146)</sup> 江口 前掲注(83), p.49.

<sup>(147)</sup> 笠井 前掲注(31), p.20.

<sup>(148)</sup> 坪井 前掲注(24), p.701.

<sup>(49)</sup> 中村 前掲注(56) 中村名誉教授は、イギリスの法学教育で重視されている「批判の奨励」や「倫理教育」の要素が日本の法学教育にも法教育にも不足しているとし、法学教育改革のためには、大学及び大学教員の権力批判者としての役割の自覚という意識改革が必要であると述べる。同, pp.57-58.

<sup>(50)</sup> 広沢明ほか「討論 法教育と権利保障」『日本教育法学会年報』No.41, 2012, p.62 における全国教育法研究会の 柿沼昌芳氏の発言。

組みは用意されているのではないか」として、 法教育の必修化ではなく、「まずは現行カリキュ ラムを見直し、普及のための可能性をさぐるこ とが先ではないか」と述べる<sup>(151)</sup>。法に関する 学習の社会科教育等におけるこれまでの実践、 近年における弁護士や司法書士による学校での 法教育の実施の広がり、教員と法律専門家によ る法教育の教材作りと教育実践の積み重ね等を 踏まえながら、現状における可能な方策を見出 していく努力がまず求められよう。

また、法教育を担える教員の養成には、法律 専門家による出前授業等の活動を教員に向けて 行う必要性も提起されている。中里真・福島大 学准教授は、「法教育において教育者養成に求 められることとしては、気づかせる [日々の生 活と法がどのように結びついているかを意識さ せること―筆者注]ための『あるきっかけ』を 方策として提示することが必要であろう。具体 的には、弁護士会や司法書士、ひいては法科大 学院の学生による教員への啓発・教育活動がこ れにあたる」とし、「これまでの活動の対象を 教員に向けなおし、教員自身も自発的に学んで いく姿勢が今後は求められる」と指摘してい る<sup>(152)</sup>。これに加え、学校としての法教育担当 教員の育成や、法教育の共通理解を高めるため の取組みも含んだ教員同士の学び合いも必要と なろう。同時に、今後に向けて、教員養成や教 員免許に関わる法教育のための単位についても 検討を行っていく必要があろう。

#### 2 教員と法律専門家の連携の方向性

法教育における教員と法律専門家の連携は、 法律専門家側から見ると、今日的な新たな役割 の一つとしても位置付けられる。法律専門家の 立場から法教育に取り組んできた司法書士の小 牧氏は、アルバイトの職場におけるセクハラ、 パワハラ、また家庭内暴力、児童虐待、さらに はデート DV など、「高校生たちは、現に今、 法的な紛争、被害のまっただ中に居る」にもか かわらず、「高等学校の家庭科、公民科の必履 修時間数が十分確保されていない」状況のもと、 必要な法教育は、すべての高校生が学べるもの とはなっていないとし(153)、「市民に身近な法律 紛争に関与し、様々な法的課題を実感している からこそ発信できる情報を持っている」法律専 門家が、「情報を市民に発信し、類似紛争の予防、 解決を図ること、そして、当該紛争の原因となっ ている法的課題解決のための法改正・法創造の 道筋を示し、市民と共にこれに参加していくこ とは、法律専門家の重要な役割の一つ」である と語っている(154)。

教員と法律専門家の連携については、現場教 員が主体的に授業を構成し、法律専門家が支援・ 助言するかたちが適切であるとする北川教授の 指摘<sup>(155)</sup>にも留意する必要があろう。また、連 携による取組みでは、出前授業等の取組みでは 対象者が限定され、継続した学習に結び付きに くいこと等にも留意し、連携による取組みから 教員側が学びとる側面にも配慮しながら、それ ぞれの強みを活かした連携の工夫が求められよ う。

### 3 法教育の内容・方法の展開

加賀山教授は、法教育を行う際の、教員の側に法が難しいという先入観からの法教育実施へのためらいという阻害要因とともに、児童生徒の学習意欲がなければ効果があがらないことを 指摘している<sup>(156)</sup>。そこで、法教育が取り扱う

<sup>[51]</sup> 上田理恵子「教員養成課程における法教育の担い手養成にあたって―教科専門教育担当教員の視点から」『法 と教育』Vol.2, 2012.8, pp.87, 90, 94.

<sup>(52)</sup> 中里真「大学における法学教育から法教育への示唆」『教養・文化論集』7(1), 2012.3, p.181.

<sup>[53]</sup> 小牧美江「法教育のネットワークづくりのすすめ」『月報司法書士』No.469, 2011.3, p.15.

<sup>(154)</sup> 同上

<sup>(155)</sup> 北川 前掲注(98)

<sup>(156)</sup> 加賀山 前掲注(57), p.34.

題材についても、生徒に直接関わる校則、児童 生徒になじみの深いスポーツのルール、あるい は近年の社会的な問題として取り上げられるこ との多いジェンダー教育等、児童生徒の興味・ 関心にも沿いながら、教員自身も法の幅広い領 域に関心を向け、法が関わる様々な問題を学ぶ ことで、法的リテラシーを高め豊かにしていく 方向性を見出していく努力が求められよう。

また、橋本准教授は、今後の法教育の課題と して、①学習指導要領の改訂に合わせた法教育 教材・授業開発、②特別支援学校の児童・生徒 に対する法教育、③学校教員、教員養成課程学 生に対する法教育、4社会人に対する法教育、 ⑤新しい法教育領域の開拓、を挙げ<sup>(157)</sup>、⑤に 関しては、アメリカで行われている、児童生徒 が調停者(mediator)となって児童生徒間の紛 争解決を支援する調停教育(ピアメディエーショ ン教育)(158)(既出)に注目し、それが「紛争処理 能力の育成を目標の一つとする『法教育』とも 関連付けられる」とし、「『法教育』領域とも関 連する新しい教育内容を開拓すること、そして、 その教育可能性を検討すること、そして実験的 に導入すること、そうすることが『法教育』の 教育的意義を高め、結果的に『法教育』の持続 可能な発展につながるだろう」と述べてい る<sup>(159)</sup>。学習者が、その成長過程を通じて、法 教育の学びを継続できるような環境づくりとと

もに、学習者の学習意欲を喚起するような法教育の新たな内容と方法の開発への努力も求められよう。

磯山恭子・静岡大学准教授は、アメリカの法教育について、「アメリカ合衆国憲法および権利の章典をその教育内容の中核としながらも、法の制度的な側面だけではなく法の機能的な側面にも焦点を当てた活動的な教育実践の蓄積は、アメリカにおいて法教育を成立させる大きな基盤となった」(160)と指摘している。わが国においても、国、地方公共団体及び法律専門家団体等において法教育の実践が行われてきているが、さらに法の様々な側面に焦点を当てた教育実践の一層の積み重ねが求められるであろう。

さらに、「法教育は初等中等教育段階に限定するものではない。大学では専門が細分化されることもあって、初等中等教育に比べてシステマティックに法教育を行うことが難しいものの、大学のような高等教育においても社会に有用な人材育成のために法教育は引き続き重要な役割を果たす」(161)ともいわれる。今後、大学における法教育のあり方についても改めて検討する必要があろう。また、法教育のための条件整備に関しては、一般市民を対象とした法教育における図書館の情報支援・提供活動とローライブラリアンの役割(162)を参考にすると、学校図書館の機能を改めて検討する必要もあろう。

<sup>[157]</sup> 橋本「『法教育』の現状と課題」前掲注(23), pp.54-57.

<sup>(15)</sup> 欧米で現在行われているピアメディエーションは、「シティズンシップ教育の一環として学校と地域機関との連携の上で発展してきた」もので、「学校で起こった事を学校内だけで処理するのではなく、地域としてのフォローを考える事もシティズンシップ教育の中に位置付けられるピアメディエーション教育の役割」となり、その「実践も地域との連携・協働によって行われている」とされる。田中 前掲注(75), pp.120, 127; イギリスのピアメディエーションは、シティズンシップ教育の一部として位置付けられている。池島徳大「いじめ解決の視点とピア・メディエーション導入の意義」『月報司法書士』No.496, 2013.6, pp.14-21.

<sup>[59]</sup> 橋本「『法教育』の現状と課題」前掲注(23), p.57.

<sup>[60]</sup> 磯山恭子「諸外国における法教育の現状―アメリカの法教育カリキュラムの分析を通じて―」(法教育研究会「第4回会議(2003.11.12)資料」) p.4. <a href="http://www.moj.go.jp/content/000004163.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000004163.pdf</a>>

<sup>(161)</sup> 國見 前掲注(8), p.90.

<sup>(62)</sup> 龍谷大学ローライブラリアンの中村有利子氏は、「公共図書館を中心に、市民に対する法情報を含む情報支援・ 提供活動はすでに行われているが、図書館員の多くは法学・法情報の専門家ではないことから、法律専門図書館 員(ローライブラリアン)の要請が必要となってくる」と述べる。中村有利子「図書館からのアプローチ」『刑 法雑誌』52(1), 2013.3, p.35.

法教育の展開に関しては、シティズンシップ教育の取組みの新たな動向も参照されよう。例えば、京都府八幡市では、八幡市教育委員会が、「豊かな市民力、確かな学力、健やかな身体力」を掲げて学校教育におけるシティズンシップ教育を進めるとともに、「八幡子ども会議」による学校外のシティズンシップ教育にも取り組んでいる。「八幡子ども会議」の取組みは、「子どもたちが考え作成した提言が実際の市長を通じて現実の政策に結実する可能性があるという点」(163)が注目されている(164)。

なお、矯正教育の対象は少ないが、司法制度 改革による犯罪被害者等の司法手続への参加が 行われる背景の中で、矯正教育の一環としての、 被害者の視点を取り入れた法教育の取組み<sup>(165)</sup> は注目されてよかろう。

#### おわりに

法教育においては、学校教育のあり方だけでなく、「我々社会の在り方、あるいは我々大人の在り方が、子どもたちの目を通して問われる」(166)といわれる。それは、「職場などだけでなく、制度自体に潜む暴力・人権侵害の問題に、大人自身が真剣に取り組む」ことを求めるもの

でもあり、その点では、「法教育は大人自身の 法学習でなければならない」<sup>(167)</sup>ととらえること もできる。これを学校教育に引きつけて考える ならば、教員の法教育への意識がまず重要であ り、実践においては、教員だけでは取り組むの が困難である現状から、法律専門家の協力を仰 ぎながら連携して行っていくことが求められる。

一方、法律専門家にとっても、法教育の「『教材』を開発し、教育の現場においてそれを適用するという構造は、法教育実践の一つのあり方を提案するもの」(168)であり、新たな段階における公益活動を担う法律専門家のモデルとしても期待される(169)ことになる。

グローバル社会の進展の中で、今後、「国外から日本へとやってくる人々を視野に入れた法教育が不可欠の時代が訪れようとしている」(170) とも指摘されるように、新しい状況も想定した取組みが急がれる。また、さらなる法教育実践の積み重ねが、裁判員制度のあり方や今後の方向性を考える契機を与えるものとなろう。

さらに、生涯学習としての法教育の視点からは、「法律家が先頭に立って市民に対する法教育を担う必要」があり、「そこで重要になるのが、法教育を担う法律家の人的基盤の拡充」であるといわれ(171)、その見通しに関しては、「今般の

<sup>[163]</sup> 蓮見 前掲注(69), p.900.

<sup>[64] 「</sup>子ども会議」に関しては、大村敦志・東京大学大学院教授が、フランスの興味深い事例を紹介している。フランスでは、1996年12月に、親の離婚後に、子の利益と異なる場合等を除き、子どもは兄弟姉妹から離されてはならないことを定める、民法典に1か条を追加する法律(「親権の行使―兄弟姉妹の絆の維持に関する1996年12月30日の法律第1238号」(Loin°96-1238 du 30 décembre 1996 relative au maintien des liens entre frères et soeurs))が制定されたが、この法案提出の直接のきっかけは、子ども国会(Parlement des enfants)の提案に基づくものであるという。大村敦志「親権の行使―兄弟姉妹の絆の維持に関する1996年12月30日の法律第1238号」『日仏法学』No.22, 1999, pp.292-294;大村敦志「フランスの市民教育」大村・土井編著 前掲注(5), pp.290-291.

<sup>(66)</sup> 近藤隆「裁判員制度の理解と被害者の視点を取り入れた教育―法教育と矯正教育の接点を求めた浪速少年院での試み―」『犯罪と非行』No.174, 2012.11, pp.199-213.

<sup>(166)</sup> 土井 前掲注(95), p.28.

<sup>(67)</sup> 宿谷晃弘「法教育を通じた修復的実践プログラムの展開可能性─ファミリー・バイオレンスを切り口に─」『共生と修復』No.2, 2012.5, p.64.

<sup>(168)</sup> 久保山 前掲注(48), p.104.

<sup>(169)</sup> 同上

<sup>(70)</sup> 大村敦志『「法と教育」序説』商事法務, 2010, p.17.

<sup>(171)</sup> 大谷 前掲注(5), pp.38-39.

司法制度改革によって、法曹三者だけでなく、司法・法務関係職員を含む司法の人的基盤が大幅に拡充されること」、「法曹養成制度の改革は、法曹人口を着実に増加させ、裁判所・検察庁・弁護士会における態勢をさらに充実させる」、「法科大学院教育の一環として、学生が法教育に携わるという新たな方向性を生み出すこと」などが指摘されているが(172)、法科大学院の志願者の減少傾向、司法試験合格状況、入学状況等を踏まえた組織見直しの検討も進められてお

り(173)、そうした動向や改善方策の進捗にも注意を向ける必要があろう。

法教育を一時のブームに終わらせないためには、法教育の必要性を過不足なく認識し、法教育が提起する今日的な教えと学びの問い掛けにも留意しながら、法的リテラシーの涵養と育成のための論議と実践を積み重ねていく努力が求められている。

(えざわ かずお)

<sup>(172)</sup> 同上, p.39.

<sup>(173) 「</sup>資料5 法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について(案)」(中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会第56回(平成25年9月18日)配付資料)
http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/attach/1339942.htm>